

平成 17 年 2 月 23 日

三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会生産分科会  
平成 16 年度第 1 回畜産物価格等部会議事録

## 目 次

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 1 . 開 会 .....        | 1   |
| 1 . 部会長あいさつ .....    | 1   |
| 1 . 委員の紹介等 .....     | 1   |
| 1 . 農林水産大臣あいさつ ..... | 3   |
| 1 . 運営方針の確認 .....    | 5   |
| 1 . 資 料 説 明 .....    | 7   |
| 1 . 意 見 交 換 .....    | 3 5 |
| 1 . そ の 他 .....      | 5 4 |
| 1 . 閉 会 .....        | 5 5 |



## 開 会

清家畜産企画課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産物価格等部会を開催させていただきます。

私、畜産企画課長の清家でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日、配付しております資料の確認をさせていただきます。右肩に番号を振ってございます。資料1、議事次第から始まりまして、2、3、4、5と資料がございます。横紙で資料5は牛乳・乳製品関係。資料6-1と6-2は食肉関係の資料でございます。さらに資料7は畜産環境関係、資料8は飼料関係、最後に資料9は家畜衛生関係の資料でございます。

以上でございます。

## 部会長あいさつ

清家畜産企画課長 生源寺部会長、お願いをいたします。

生源寺部会長 部会長を仰せつかっております生源寺でございます。よろしくお願いいたします。

これから3月にかけて、かなり集中的に重要な事項につきまして御審議いただき、また御判断いただくということになるかと思えます。皆様方の御協力を得て、円滑な議事進行に努めてまいりたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

## 委員の紹介等

生源寺部会長 畜産物価格等部会としては、単独の部会としては本年度初めての会合でございますので、事務局から改めて委員の御紹介をお願いいたします。

清家畜産企画課長 委員の皆様には、昨年度に引き続き本部会の委員として御議論をいただくこととなります。よろしくお願いいたします。

今回、大野委員と吉濱委員が本部会の委員を辞退されまして、新たに中山委員、松本委員に御就任いただくことになりましたので、御紹介いたします。

中山臨時委員でございます。

中山委員 中山でございます。

清家畜産企画課長 松本専門委員でございます。

松本委員 松本でございます。

清家畜産企画課長 引き続き、御留任いただいた委員の方々を御紹介させていただきます。

増田部会長代理でございます。

次に臨時委員の皆様方を御紹介させていただきます。

石川委員でございます。

犬伏委員でございます。

今委員でございます。

木村委員でございます。

土井委員でございます。

内藤委員でございます。

中村委員でございます。

先ほど御紹介しました中山委員でございます。

平野委員でございます。

松木委員でございます。

山口委員の代理は、間もなくお見えになると思いますので、省略させていただきます。

吉田委員でございます。

また吉野委員も来られる予定でございますが、若干おくれられているようでございます。

秋岡委員でございます。

伊藤委員でございます。

江藤委員でございます。

小林委員でございます。

菅野委員でございます。

高橋委員でございます。

寺内委員でございます。

福岡委員でございます。

福原委員でございます。

矢野委員でございます。

横山委員でございます。

足立委員、遠藤委員、それと大野委員、山口委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席されるということでございます。

また、岸委員はあらかじめおくれて御到着されるというふうに聞いております。先ほど申し上げました山口委員の代理の方も、後でお見えになると思います。また吉野委員もお見えになると思いますが、間もなくということでございます。

なお、事前に部会長の許可を得まして、山口委員の代理としまして、北海道農業協同組合中央会常務理事の戸塚守様に御出席をいただくことになっております。

続いて、農林水産省の主な出席者を御紹介させていただきます。

まず白須生産局長でございます。

町田畜産部長でございます。

塩田畜産振興課長でございます。

松島牛乳乳製品課長でございます。

佐藤食肉鶏卵課長でございます。

栗本衛生管理課長でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

#### 農林水産大臣あいさつ

生源寺部会長 ここで農林水産大臣よりごあいさつをいただきたいと思えます。

なお、島村大臣は本日、あいにく御都合で出席できないということでございます。白須生産局長からごあいさつをお願いいたします。

白須生産局長 大変お世話になっております。生産局長の白須でございます。

ただいまお話のとおり、島村大臣は国会の関係で大変残念ながら出席できません。私、大臣のごあいさつを預かってきておりますので、ここで代読をさせていただきます。

食料・農業・農村政策審議会生産分科会第1回畜産物価格等部会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、本日は御多用中のところ、平成17年度畜産物価格等の決定に向けて御参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

振り返りますと、昨年は新潟県の中越地震を初め台風や豪雨など多くの自然災害が発生した年でした。また、海外に目を向けますと、昨年末、スマトラ島沖において発生をいたしました地震による津波が多くの国々に多大なる被害をもたらしました。被災された関係の皆様方に、改めて心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げます。

さて、御承知のとおり、農林水産業は健康で充実した国民生活の基礎となる食料の安定供給という非常に大切な役割を果たしており、食料自給率の向上と農業の構造改革を進め、農山漁村の活力を取り戻すことは極めて重要なことでございます。

農林水産省といたしましては、このような考え方にに基づきまして、我が国農林水産業を健全な形で維持発展させていくため、当面する課題に全力で取り組んでまいります。

まず食の安全と安心の確保についてであります。BSEに関する国内措置の見直しにつきましては現在、食品安全委員会におきまして審議が行われているところであります。一方、米国産牛肉の輸入再開問題につきましては、今後とも科学的知見を踏まえ、米国に対して我が国と同等の措置を求めるといった基本方針に基づき対応してまいります。

またWTO交渉やEPA交渉におきましては厳しい交渉が続きますが、現実的で柔軟性のある貿易ルールの確立を目指しまして、我が国の主張が十分に反映されるよう積極的かつ戦略的に対応してまいります。

このような状況を踏まえまして現在、今後の農政推進の基本方向を定める食料・農業・農村基本計画の見直しを行っているところでありますが、これとあわせまして、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、並びに家畜改良増殖目標につきましても見直しを行っております。これらを踏まえ、我が国畜産の持続的発展に努めてまいります。

本部会は食料・農業・農村政策審議会生産分科会のもと畜産物価格等について御審

議をいただくものであり、次回には平成 17 年度の畜産物価格等を定めるに当たり留意すべき事項についてお諮りをする予定であります。

委員各位におかれましては、これらの議題について活発な御議論をいただくとともに、今後の我が国畜産のあり方についても忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつといたします。

平成 17 年 2 月 23 日

農林水産大臣 島村宜伸（代読）

どうもありがとうございました。

生源寺部会長 ありがとうございました。

白須局長におかれましても、公務多忙のため、ここで御退席されるということでございますので、御了承いただきたいと思います。

〔白須生産局長退席〕

#### 運営方針の確認

生源寺部会長 次に、部会の運営についてでございます。当部会の運営方針につきましては、既に平成 14 年度の第 1 回部会において御了承いただいているところでございますが、念のため確認させていただきます。

まず、当部会は、御承知のとおり、「畜産の生産振興に関する施策に係るものを調査審議すること」、及び「畜産物の価格安定に関する法律、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法及び肉用子牛生産安定等特別措置法の規程により審議会の権限に属された事項を処理すること」とされているわけでございます。主に畜産物の価格等に関する施策について御議論していただく部会でございます。

当部会の議決についてでございますが、部会の議事は委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で可決することとされており、当部会の議決は本審議会、食料・農業・農村政策審議会の議決とみなされることとなっております。

また、議事の公開につきましては、「議事規則」に沿って会議・議事録は公開とし、特に議事録の公開につきましては発言者名も付した形での公表といたします。

さらに、審議の日程については、本日は畜産物価格等をめぐる一般情勢についての意見



交換を行い、次回部会において、平成 17 年度の畜産物価格等の決定に当たり留意すべき事項について審議することといたします。

最後に、委員の代理出席の扱いにつきまして、事務局より提案がありますので、畜産企画課長よりお願いいたします。

清家畜産企画課長 提案する前に、吉野委員がお見えでございますので、御紹介させていただきます。

吉野委員 慶応大学の吉野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。遅くなりまして、申しわけございません。

清家畜産企画課長 それでは、委員の代理出席の扱いにつきまして御提案させていただきます。

従来、当部会の議事運営におきましては、代理として出席される方につきまして、表決や御発言は御遠慮いただくこと、また委員の方に御意見がある場合には、直接または代理の方を通じて書面で部会長に御提出いただき、必要な場合は部会長より御披露していただくという方法を取らせていただいていたところでございます。

一方で、今般、山口委員が御病気で入院、療養なさることとなり、3月いっぱい部会への御出席は難しいということでございます。その間は代理のものが出席して会議での発言を認めてほしいという旨のお申し出がございました。

お申し出を受けまして、部会長と御相談しました結果、病気による入院、療養を余儀なくされ、部会に御出席いただけないということが明らかでございますし、書面による御意見の提出も難しいと見込まれますので、このようなやむを得ない事情を勘案しまして、代理の方の場合でも御発言できるようにしてはかがかと考えております。ただし、表決につきましては御遠慮いただくということになります。

なお、今後、ほかの委員の方に同様の御事情が生じましたときは同様の扱いといたしたいと思いますが、通常の御欠席の場合につきましては従来と同様の取り扱いといたしたいと考えております。

以上でございます。

生源寺部会長 ただいま事務局から、今後は委員が病気による入院、療養を余儀なくされ部会に出席できないことが明らかになった場合に限り、代理の方でも御発言できるようにしてはかがかという提案がございました。特に御異議がなければ、そのようにさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 よろしゅうございますか。

それでは、今後はそのように取り扱ってまいりたいと思います。

そのほかに事務局から何かつけ加えることがあればお願いいたします。

清家畜産企画課長 次回の部会につきまして、それぞれ委員の方々には事前に日程のめどはお示しさせていただいておりますけれども、調整をした上で改めて御連絡をいたしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

また、山口委員の代理の戸塚さん、まだお見えでございませぬけど、間もなくお見えになられると思います。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

#### 資 料 説 明

生源寺部会長 これ以降、事務局から畜産物価格等をめぐる情勢など、最近の動きについて御説明を受けまして、その後、委員の皆様から御自由に御意見を述べていただく形で進めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

なお、本日の価格等部会でございますが、15時30分ぐらい、3時半ぐらいまでを予定しておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

早速、事務局から説明をお願いいたしますが、かなりの分量の資料があるようでございますので、できるだけ手短かに御説明をお願いできればと思います。

初めに、牛乳乳製品課長から「最近の牛乳・乳製品をめぐる情勢について」、御説明をお願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 資料ナンバー5の資料に基づきまして、最近の牛乳・乳製品をめぐる情勢につきまして御説明したいと思います。

資料の1ページをおあけいただけますでしょうか。1ページは牛乳・乳製品の需給構造をお示しする図となっております。右の図をごらんいただきたいと思います。牛乳の総供給量は生乳換算で1200万トン強になってございます。そのうち、この下にございますように、国内生産が840万トン、右側の線が入っている部分が輸入乳製品でございまして、生乳換算で390万トン、うちチーズが約7割を占めております。

国内生産の生乳は、この上段にございますように、飲用向けに 500 万トン供給されてございます。その下のその他乳製品が 125 万トン。これはチーズ、生クリーム等に仕向けられてございます。それから、右下の特定乳製品向けは 211 万トンとございます。これが本価格部会で御議論いただきます加工原料乳補給金の交付の対象となります生乳でございます。

その下の部分に都府県、北海道に分けました供給構造が記されてございます。上段が都府県でございまして、都府県が生産量が 454 万トン、大半が飲用向け 399 万トンでございますが に仕向けられておりまして、都府県からその他乳製品向けに仕向けられるものが 25 万トン、特定乳製品は 30 万トンと、都府県が生産量の 7 %弱が加工向けに仕向けられているということでございます。

下段が北海道でございます。総生産量が 360 万トン、うち飲用向けが 105 万トン、その他乳製品向けが 99 万トン、残余が特定乳製品向けでございまして 182 万トンになってございます。これは北海道の総生産量の 5 割弱、47%が特定乳製品向けに仕向けられていると、このような需給構造となっているわけでございます。

続きまして、生乳生産量の推移につきまして、2 ページで御説明したいと思います。2 ページの右側の表をごらんいただきたいと思います。一番上段、全国の生乳生産量でございます。これを見ていただきますと、平成 11 年から 3 年間、減少傾向で推移してきておりましたが、14 年、15 年と、北海道の生産が好調であったこともあり、微増という形に転じております。ただ、16 年は、これは 12 月末の段階の数値でございますが、猛暑であったということもございまして、北海道も微減に転じ、その結果、全体として減少という形になってございます。

続きまして、生乳の仕向け先であります飲用牛乳等の生産量の推移につきまして、3 ページで御説明したいと思います。3 ページの右上の表をごらんいただけますでしょうか。上から牛乳、加工乳、乳飲料、はっ酵乳となっております。

これを見ていただきますと、平成 12 年度の加工乳による食中毒事故以来、加工乳が大幅に減少いたしまして、乳飲料も伸び悩んでいる。15 年度の欄をごらんいただきますと、牛乳につきまして 1.3%の減少、また加工乳 8%の減少という形になってございます。

この右下に消費指数のグラフを入れております。加工乳の消費は連年減少してきており、11 年度対比で現在、おおむね半減という形で大幅に減少になっております。これが最近の脱脂粉乳の過剰在庫の要因ともなっているということでございます。

16年度でございますが、先ほどと同様12月末段階での数値でございますが、特徴的なのが一番上の欄、牛乳の消費量1.7%の減となっております。16年度は大変な猛暑でございましたけれども、その中にあっても牛乳の消費が必ずしも伸びていなかったという状況になってございます。

また、加工乳・成分調整牛乳につきましては、これまで5年連続で減少してまいりましたが、6.8%増と、上向いてございます。ここは加工乳自体の消費が底を打ったということに加えまして、成分調整牛乳につきましては、前年を16%上回るという形で消費が大変伸びた結果として、全体として6.8%の増加になってございます。

続きまして、4ページでございます。主要乳製品、特定乳製品が仕向けられますバター、脱脂粉乳の需給につきまして御説明したいと思っております。4ページの右下の消費指数のグラフをごらんいただけますでしょうか。これを見ていただきますと、バターについては、チーズも同様でございますが、11年度以降、おおむね横ばいないし微増という状況の中で、脱脂粉乳につきましては、御一覽いただけますように、減少傾向で推移しているという状況でございます。この脱脂粉乳、バターにつきましては、5ページ、6ページで若干詳しく紹介してございます。5ページをおあけいただけますでしょうか。

5ページの右のグラフでございます。年度ごとに棒グラフが2本立ってございます。左側が供給量、右側が需要量でございます。これを見ていただきますと、11年度はおおむね供給と需要が均衡しておりますが、12年度以降毎年、供給が需要を上回るという形になってございます。その結果、供給超過量が在庫の積み増しという形になってございまして、15年度末で在庫量が9万3000トンという状況になってございます。適正在庫として下の方に線が引いてございますが、約2.5カ月分、3万6000トンと見ておりますので、適正在庫を大幅に上回る在庫水準になっている。酪農、乳業に関する最近の最も大きな課題の一つということだろうと思っております。

また、16年度の需給の見込みでございます。これについては、日本酪農乳業協会という公益法人が提示した見通しの数値をここに示してございます。ここにございますように、供給量は18万3000トン、需要量については下の数値が通常の需要でございます。その上の対策分と書いてある部分が、本年、過剰在庫の状況を踏まえまして、生産者団体と乳業メーカーが協力して2万トン相当の需給拡大策を実施した部分でございます。その結果といたしまして、需要量は16万3000トンから18万3000トンに増えまして、結果として、需給均衡したということで、16年度末の在庫水準は16年度末の水準とおおむね同程度に

なると見ております。

続きまして、6ページでございます。バター供需でございます。脱脂粉乳と同じ構造のグラフが右にあります。これを見ていただきますと、14年度まで毎年、需要量が供給量を上回っています。その結果、毎年、期末在庫量は減ってきておりますが、15、16年度と供給量が需要量を上回るという形で、在庫も増加傾向に転じているという状況でございます。

以上、生乳及び乳製品の需給について御説明しました。

続きまして、7ページ以降、酪農経営について簡単に触れたいと思います。ちょっと細かな表で大変恐縮でございますが、7ページの右側の上の表をごらんいただけますでしょうか。

まず一番右端、16年の状況でございます。全国で乳用牛の飼養戸数が2万8800戸ということでございます。うち北海道が9000戸、都府県が1万9800戸となっております。1戸当たり飼養頭数の規模をごらんいただきますと、全国で1戸当たり58.7頭、北海道95.6頭、都府県41.8頭となっております。

これを御参考までに元年と比べていただきますと、北海道で見ますと、元年は1戸当たり53.2頭であったものが、16年では95.6頭、おおむね倍増している。同様に都府県も元年で1戸当たり23.6頭だったものが16年で41.8頭に倍増しているということで、全体の飼養戸数が減少する中で、一方で規模拡大する酪農家が生産を維持するという形で構造改革が進んできているということが、この表から読み取れるのではないかと考えております。

ちなみに、下の折れ線グラフが50頭数以上のシェアを示しておりまして、16年で見ますと、50頭数以上のシェアが北海道では78%、都府県で40%を超えるという形になってございます。そういった規模拡大が順調に進展する中で、酪農経営の状況について、8ページで整理してございます。8ページの右上の表をごらんいただきたいと思います。

一番上の欄が1戸当たりの所得でございます。15年で、北海道は1200万円、都府県は730万円となっております。表を見ていただきますと判りますように、毎年、順調に所得も増えてきております。また、所得の絶対水準も、下に参考として稲作、麦類、工芸農作物とありますが、こういった他作目に比べて、極めて高い水準を維持しています。

ただ、一番下の欄、1時間当たりの所得をごらんいただきますと、15年の水準を見ますと、1時間当たり、北海道で1756円、都府県で1397円となっております。このよう

に、1時間当たりの所得では他の作目とおおむね同水準の所得という形になってございます。

また、この下の表は搾乳頭数規模別に見ました所得でございます。当然のことながら、規模拡大が多ければ多いほど、1人当たり所得も、1時間当たり所得も増えるということで、先ほど1時間当たり所得では他作目と同様の水準と申しましたが、例えば80頭以上層を見た場合には、1時間当たり所得、一番右下の部分でございますが、2400円という形で、大変高い水準を確保しているということでございます。

それから、9ページ、酪農の担い手でございます。右の図をごらんいただきたいと思えます。下から三つ目に生乳とございます。この図で酪農家の生乳生産に占める主業農家のシェアを示してございます。これを見ていただきますと、96%が主業農家となっており、酪農生産の大宗が主業農家によって生産されているということがおわかりになるんじゃないかなと思っております。

それから、その下の表でございます。これは酪農経営者の年齢構成比と後継者の数をパーセンテージであらわしてございます。これを見ていただきますと、酪農については他作目と比較して50歳未満の経営主がいる割合は際立って高いという状況にございまして、後継者確保の状況も他の作目に比べて高くなっているということでございます。

最後に10ページ、本価格等部会で御審議いただきます加工原料乳補給金制度につきまして簡単に御説明してございます。右上の図でございます。加工原料乳補給金制度につきましては、平成13年度に大きな制度改正をして新制度に移行してございます。従前は、改正前とありますように、この審議会に保証価格と基準取引価格のについてお諮りし、保証価格というのは酪農家の再生産を確保する価格、基準取引価格と申しますのは生産者と乳業の取り引きする加工原料乳の価格でございますがこの二つの価格を行政価格として決定いたしまして、その差額を政府から生産者補給金として交付するという仕組みでございました。

これに対しまして、13年度以降、加工原料乳の乳価は生産者と乳業との相対の取引で決定していただくという形で市場原理に委ねまして、国からは定額の生産者補給金を交付すると、いわゆるげたと称してございますが、この下の部分を経営安定のために、また需給安定のために政府から加工原料乳の生産者に交付しているという仕組みになってございます。

生産者補給金の水準につきまして、ここで御審議いただきまして決定していただいたわ

けでございますが、次の図にかいてございますように、これは一定のルールがございまして、前年度、17年度あれば16年度の単価にコストの増減率を乗じて算定しています。コストの増減率と申しますのは、この下に印がございまして、生産コストの3年移動平均の増減率でございます。

また、右下の表でございます。この補給金を交付する対象となる生乳量を限度数量と称しますが、これをあわせて決定しております。昨年度は、16年度の需給の状況を見通しまして、210万トンという形で決定していただいております。

11ページ以降は国境措置等についての説明でございますが、説明は省略させていただきたいと思っております。

どうぞよろしく願います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

次に食肉鶏卵課長から、「最近の食肉をめぐる情勢等について」、御説明をお願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長の佐藤でございます。座ったまま説明させていただきます。

恐縮でございますが、資料6-2「米国産牛肉の輸入停止措置に伴う価格・需給の動向等」という縦長の資料がございますので、まずこれをごらんいただければと思っております。

めくっていただきまして、1ページからごらんいただきたいと思っております。牛肉の供給量でございます。昨年は鳥インフルエンザあるいは、15年暮れに発生しましたアメリカのBSEということで、食肉の需給について、いろいろと大きな問題になったわけでございます。

1ページにございますように、2003年の1年間の輸入、輸出をあわせました需給全体の構造となっております。昨年、アメリカ産BSEでアメリカの牛肉をとめたわけでございます。真ん中にございます約27万トン入ってきましたアメリカ産がゼロとなりまして、需給に問題を生ずるというおそれがあったわけでございますが、右側にごらんいただきますように、豪州産が約40万トン近い数量の輸出ができて、総体といたしましては、牛肉全体では86%の需給状況となっております。国産も103%ということで若干供給量がふえたわけでございます。

総体として見れば、このような数字になっておりますが、ここには出ておりませんが、牛肉の中の加工品でありますとか、タン、あるいは外食用のものにつきましては、

アメリカ産がなかなか調達できないといったようなことで、現場でのいろいろな混乱が生じておるといったような状況が1ページでございます。

2ページをおあげいただきたいと思います。食肉の供給量全体を15年、16年につきまして見たものが、この表でございます。先ほど申し上げましたように、鶏肉につきましては鳥インフルエンザの影響により7%の供給が減りまして、牛肉は先ほど申し上げました約14%の供給が減ったわけでございますが、その分、豚肉に代替需要ということで107%の伸びになっております。国内生産量も若干伸びておりますが、輸入量が急激にふえているといったようなことが2ページで伺えると思っております。

3ページをごらんいただきたいと思います。牛肉の輸入量、またもとに戻って恐縮なんです、先ほど申し上げましたようなことで、16年につきましては豪州産あるいはニュージーランド産が相当なシェアを伸ばしているわけでございます。右側に細かい字でメキシコ以下書いてございますが、幾つかの国からの輸入がふえているということで、食肉業界の方で、豪州産ではなかなか対応できないということから、ここにありますような国からの調達で多国籍化が進んでいるといったようなことが3ページでございます。

それと、4ページが豚肉でございます。豚肉の輸入につきましては、ここにございますように、15%のアップになっているわけでございますが、主にデンマークからの輸入がふえたという状況になっているのが、ここから読み取れるかと思っております。

5ページでございますが、鶏肉でございます。鶏肉につきましては、鳥インフルエンザで国内の需要の低下もあったわけでございますが、輸入につきましても、ここにございますタイあるいは中国といった大どころがとまったわけでございます。その分、ブラジルから相当輸入が入ってきているということが、この5ページから伺い知れるかと考えているところでございます。

こうした非常に不透明な需給動向の中で、食肉の価格動向ということで6ページをおあげいただきたいんですが、牛肉の小売価格、輸入牛肉の国内卸売価格、国産枝肉の卸売価格の推移が6ページで出ていると思います。

順番が逆になって恐縮でございますが、真ん中の輸入牛肉の国内卸売価格をごらんいただきたいんですが、豪州のフルセットが、アメリカBSEの発生に伴いまして、一時1053円という値をつけたわけです。その後、落ちついてきておりますが、現在では789円ということで、以前に比べまして、輸入価格の卸売価格も上がっているということが真ん中の表で伺い知れると思っております。



これに対応しまして、国産の牛肉でございます。一番下の表をごらんいただきたいんですが、和牛、交雑種、乳用種ともに、輸入前に比べれば価格が上がっているということです。特に、今後御議論いただくことになるとと思いますが、乳用種につきましては、アメリカ産牛肉の輸入禁止以前は700円を割るような数字だったわけですが、最近では800円台をキープしているという状況になっております。今後、アメリカとの輸入再開をめぐる協議が進んでいる中で、この価格動向については十分注視していきたいと考えているところでございます。

続きまして、7ページでございます。豚肉でございます。真ん中をごらんいただきたいんですが、輸入豚肉の国内卸売価格ということで、これもアメリカのBSEの関係で、BSEが発生してから代替需要ということで輸入豚肉の国内卸売価格も上昇しております。一たん静かになったかと思いますが、最近も上げ基調になってきております。

下の方に、今度は国産の豚の枝肉の卸売価格でございます。これも一番下の表にございますように、米国でBSEが発生したときには、急遽上がったわけですが、その後、落ちついてはきておりますが、昨年1年間を見ますと、350円台以上の数値となっておるところでございます。アメリカの牛肉のBSEの影響が国産豚肉にも波及しているということが言えるんじゃないかと思っております。

8ページ、9ページは鶏肉あるいは鶏卵価格でございます。これについては鳥インフルエンザの影響といったことで非常に混乱したわけですが、最近は、肉につきましては落ちつきを取り戻してきているというのが一つでございます。

また、9ページの鶏卵につきましても、鳥インフルエンザの影響で、16年当初は非常に低い価格をつけたわけですが、その後は順調に価格が回復してきております。鳥インフルエンザに伴う生産減あるいは供給に対する不安感といった関係がございまして、需給がややタイトになっております関係上、卸売価格、小売価格も上昇しているといった状況になっているところでございます。

以上、申し上げましたような最近の需給の動向あるいは価格の動向につきましては、非常に不安定要素があるわけですが、こうした中で、今後、当部会で価格につきましているいろいろ御議論いただくわけでございます。

恐縮でございますが、4ページをおあけいただきたいと思っております。一番のメインとなります肉用子牛価格の関係でございます。資料6-1の4ページをおあけいただきます。横長の資料でございます。資料6-1の最近の食肉をめぐる情勢の4ページ以降をおあけい

ただきたいと思います。

ここにございますのは肉用子牛ということで、枝肉の原料となる子牛価格の関係でございます。黒毛和種から御説明いたします。

保証基準価格というものと合理化目標価格という二つの線がございます。保証基準価格というのは、生産農家の再生産を維持するために国が保証する価格というように御理解いただければと思っております。黒毛和種につきましては、ここにございますように、ずっと30万円台以上になっておりまして、特に最近では47万円ということで、50万円近いような子牛価格になっております。これも枝肉価格の上昇といったものの影響で高くなっているということで、同じようなことが、褐毛和種あるいは、その下のその他肉専用種、これについても同じような状況になっておりまして、簡単に言いますと、補給金が昨今、これらの品種については出ていないといったようなことが、この4ページで伺い知れるかと思っております。

それと、5ページをおあけいただきたいんですが、5ページの右側でございます。そうした中で、先ほどもちょっと申し上げましたが、乳用種あるいは交雑種、これはホルスタイン種に黒毛和種をかけたものでございますが、交雑種につきましても価格については好調でございます。保証基準価格を上回るような数字になっておりますので、補給金が出ていないわけでございますが、乳用種につきましては、ごらんいただくとわかりますように、いわゆる保証基準価格の水準にもまだ行ってなくて、将来的にここまで合理化して下げようというような目標価格が合理化目標価格ということで8万円に設定しておりますが、この価格も下回っておりまして、乳用種については、まだ補給金が出ているという状況になっております。

乳用種につきましても、子牛価格は最近の枝肉価格を反映して上昇はしてきておりますが、ほかの品種に比べて、まだまだ子牛の評価が低いのではなからうかというふうに考えているところでございます。この点については昨年、乳用種につきまして、いろんな問題点が生じたところでございます。この点につきまして、この部会でもいろいろ御議論いただきまして、算定方式につきまして見直す必要があるのではなからうかといったような御意見が出ましたので、乳用種の算定方式について見直しに向けた検討をしたところでございます。

この冊子の18ページをごらんいただきたいと思っております。18ページに乳用種子牛の保証基準価格の問題についての研究会報告ということで、18ページ以下、3枚ほど資料をつ

けさせていただいております。補給金制度の運用のあり方に関する研究会を昨年、開催いたしました。乳用種子牛の問題について、いろいろと議論させていただいたところがございます。

特に、この算定方式でございますが、乳用子牛の保証基準価格の算定方式につきましては、18 ページでございますように、このような算式で算定してきたわけでございます。昨年の15年度まで4年間同じ価格で13万1000円ということで推移してきたわけございまして、非常にいろいろな問題点があるのではなかろうかという議論をいただいたところです。

その際、特に問題になりましたのが、18 ページの中段の下でございますが、生産費指数ということで生産コストの変化率のところでございます。四角に書いてございますように、乳用種につきましては、他の品種と比べて大規模化が非常に進んでおるわけでございますが、生産コストの相当部分を占める素畜費これは又レ子の価格、生後1週間から10日の子の値段ですが、これが相当変化したわけでございますが、そうしたものがなかなか指数にあらわれてこなかったということが問題となったところでございます。

18 ページの一番下に現行の算式で計算いたしまして、13万1000円から12万9000円ということで昨年は2000円ほど下げたわけでございますが、この研究会で変化率についてもう少し反映できるような方式を選ぶべきといったような御指摘をいただいたところでございます。

具体的には19 ページでございますが、この算定方式の生産費指数の分母と分子について検証する必要があるということで検証していただいたところでございます。特に分子となります生産コストの点について、いろいろと検証したわけでございます。右側にグラフがございます。一番上のグラフが農林水産省で行っております生産費調査の飼養頭数シェアの推移ということで、平成2年あたりでは200頭未満が相当部分、7割以上を占めておったわけですが、現在では、これが4割ぐらいになっているということです。

一番下のグラフでございますが、実際に補給金を受給している皆さん方の規模別の飼養頭数のシェアをごらんいただきますと、平成2年は25%で生産費調査上のシェアと大体同じだったわけなんです。だんだん規模拡大が進んで来まして、実際に受給されている皆さんのシェアを見ますと、8割近くが200頭以上ということになっております。大規模化が進みますと、生産費や何かについても相当コストが低減しておりますので、こうした点について留意した形で算定方式について見直していくべきではないかといったのが分子

の一番の大きな要点でございます。

それと、分母でございます。分母は、自由化以前の生産費でございます。真ん中にご  
ざいますように、14万9344円という生産費をずっと使ってきたわけでございます。こ  
れについても検証していただいた結果、先ほど申し上げましたが、真ん中にございます  
が、特に生産費の中に素畜費というのがございまして、これが6万3503円ということで、平  
成元年から7年までの生産費から逆に過去を推計した結果、6万3503円というような推  
計をしたわけでございます。

この素畜費については、下にございますように、又レ子の農家販売価格の推移というこ  
とで、昭和58年から平成元年までの実際の又レ子の農家販売価格の推移が統計としてご  
ざいます。これを見ますと、4万円近いときから12万円のときまでいろいろあったわけ  
ですが、平均してみると、8万円ということが、この統計からわかっているわけござい  
ます。できるだけ実際にあった数字、こういった数字を使っていくべきではないかとい  
うことで、分母の14万9344円についても、少なくとも素畜費のところについて見直すべ  
きではないかといった報告をいただいたところでございます。

本年におきましては、このような報告を踏まえまして、算定基準の要素等の見直しに基  
づきまして、また具体的な数字をお示しいたしまして御議論いただければと考えていると  
ころでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

次に、畜産環境対策室長から、「最近の畜産環境をめぐる情勢について」、御説明をお願  
いいたします。

大野畜産環境対策室長 畜産環境対策室長の犬野でございます。よろしくお願  
いいたします。

お手元の資料7「最近の畜産環境をめぐる情勢について」に基づいて御説明させてい  
ただきたいと思っております。

1枚、おめくりいただいて、1ページ目でございます。畜産環境問題の現状というこ  
とで、右下の表に畜種別に見た家畜排せつ物発生量を掲げております。我が国におきま  
す16年2月の畜産統計から推計しておりますが、家畜排せつ物の発生量は8900万トンで  
ございます。これを適正に管理しなければ、さまざまな問題か何かが起こるとい  
うことでございます。左側の(4)にございますように、平成11年に家畜排せつ物の管理の適正化

及び利用の促進に関する法律が制定、施行されたところでございます。

次のページになりますが、家畜排せつ物法の概要ということで、右上に家畜排せつ物法の基本的な枠組みということで図を掲げさせていただいております。一つは、下の半分になるんですけども、適正な管理の実現と、排せつ物を適正に管理する。別の言葉で言えば、外に漏らさないとか、そういった管理の適正化を実現していくということ。加えて、上の方になりますけれども、家畜排せつ物の利用を促進していくと、この2本立てになっているところでございます。

適正な管理の実現のために管理基準を策定しているわけでございますが、これの適用については、法律で平成11年11月1日に施行されましたが、5年間の猶予期間を置くということで、左側の(2)に書かせていただいておりますけれども、平成16年11月1日まで適用を猶予してきたということでございまして、11月1日をもって家畜排せつ物法が完全に施行されております。

それから、3ページ目でございます。これは枠組みでございます。まずは管理の適正化。一つ目の法が目的とするところについて、今までどのような施設整備を推進してきたかということは、このところに書かせていただいております。

環境対策というのは、(1)にございますが、生産性向上に直接寄与しないということで、どうしても投資に対して渋々というようなことにならざるを得ないということで、当初、十分に施設整備が進まないという状況がございました。一昨年、15年の2月、3月のこの部会の場でございましたけれども、当時、施設整備の進捗状況は半分程度ということで、この部会においても、種々御意見を賜ったところでございます。それを受けまして、一昨年、管理基準が適用される6万6000戸農家を一齐に点検させていただきました。

(3)にございますように、総点検結果に基づいて施設整備計画工程表を作成させていただいて、それに基づいて15年度、16年度、施設整備を進めていくということで、昨年の2月、3月、こちらで御説明させていただいたときには、15年度の計画はほぼ達成ということで、進捗状況72%ぐらいになりますというように御説明させていただいたところでございます。また、そのときの部会の建議等々踏まえまして、16年度につきましては最終年と、本格施行の年ということで、各種支援措置について大幅に強化させていただいたところです。

また、(4)にございますように、右の方に簡易対応事例の実証展示あるいは事例集(2万部)と書いてございますが、施設整備以外の支援措置として、簡易対応については、

こういうふうによればいいですよといったような実証展示をやらせていただく、あるいはこういったマニュアルをつくらせていただいて、配布させていただくということもさせていただきました。

4 ページ目になりますが、( 5 ) でございます。完全施行を控えて、右の方に啓蒙用リーフレット( 15 万部 ) というふうに書いてございますけれども、「ご存じですか？家畜排せつ物のこと！」ということで、すべての畜産農家の皆さんと名打って、こういったものを配布させていただいたり、テレビといってもグリーンチャンネルでございますけれども、そういったところで特別番組とか広報のCMなんかを流させていただくなど、可能な限りの施行に向けた準備をさせていただいたところです。

( 6 ) でございますけれども、こういった取り組みを経まして、昨年 11 月 1 日に完全施行されましたが、一月置いて、12 月 1 日の時点で、法の施行状況について全国一斉に調査させていただきました。その結果が下の方に掲げさせていただいておりますが、1 月 19 日に公表させていただきましたが、畜産農家 10 万 9400 戸ございますが、このうち牛、馬であれば 10 頭未満、あるいは豚であれば 100 頭未満、鶏であれば 2000 羽未満というのは管理基準の適用対象になりませんので、それ以上の農家、管理基準が適用される農家の方々が全体の 45.1% の 6 万 2900 戸ございました。

下の方の横棒グラフに、その内訳を書かせていただいております。施設整備された方が 5 万 200 戸、簡易対応された方が 8800 戸、その他の方法ということで、通年放牧ですとか、下水道の利用とか、こういった施設を用いない形で対応された方が 3500 戸ということで、6 万 2900 戸のうち 99.4% に当たる 6 万 2500 戸の方が管理基準に対応済み。施設整備については、その時点で着工済みというのも含むんですけれども、対応済みであったということでございます。

管理基準に未対応というのが、右に約 400 戸と書いてあります。12 月 1 日時点で 400 戸ございまして、全体の 0.6% に当たります。このうちの 5 戸が、法律に基づきます指導、助言を受けたというふうになっておりました。これは 12 月 1 日時点での調査結果でございますので、その後も都道府県でございますとか、市町村でございますとか、あるいは関係団体といったところで改善を促すという取り組みもさせていただいております。現在では、この 400 戸が日に日に減っているというふうに聞いているところでございます。

5 ページ目でございます。処理施設の整備に向けた各種の支援策ということで、右の方にまとめさせていただいております。17 年度、来年度の絵姿ということでかかせていた

だいています。一部異なるところもあるんですが、共同で設置する場合と個人が設置する場合と二つに分けて、共同で設置される場合には、補助事業として来年度、家畜排せつ物処理施設整備に対して支援ができますバイオマスの環づくり交付金が 144 億円、措置されており、また公共事業で畜産環境総合整備事業が 72 億円措置されている。

それ以外にも、いつも申し上げているところでございますけれども、家畜排せつ物処理施設をあわせて整備できる事業というのが農林省全体で、この二つ以外に 2611 億円ございます。こういったものを活用する。あるいは、融資ということで、公庫の畜産経営環境調和推進資金を用意させていただいております。

さらに、この融資と税制のところは個人施設と共通いたしますけれども、税制につきまして、たい肥舎、污水处理施設それぞれごとに所得税、法人税の特別償却措置、固定資産税の課税標準の軽減といった特例を設けさせていただいております。16 年度、17 年度の税制改正におきまして、来年 3 月 31 日まで、これを延長するというふうな手立てを講じさせていただいているところでございます。

それから、個人で設置されるという方々に対しましては、リース事業ということで、こちら 2 分の 1 補助つきリース事業。これは最終年ということで、完全施行までという特例的な事業でございます。平成 16 年度は、従来、210 億の規模でやってきたものを 301 億、この部会の御意見等々も踏まえて一挙に拡大させていただいたところでございます。

6 ページ目でございます。いつも申し上げることではございますが、こういったさまざまな支援措置は講じておりますものの、あくまでも補助でございますので、どうしても自己負担が生じるということで、できるだけ施設については適正な価格、低コストの方がいいということで、設計基準の改訂ですとか、それに基づきます、右の方に掲げておりますが、コストガイドラインみたいのをつくって、事業をやる際には、これを超えないようにと、この単価を超えないようにというふうな指導に努めているところでございます。

左の(2)にございますけれども、施設・機械に対する技術的レビューということで、施設とか機械、いろいろ販売されているわけでございますけれども、そういったものについて一度レビューして、経済性を含めて技術的な評価を実施したらどうかという御意見もちょうだしておりましたので、15 年度には、污水处理施設について、レビューの結果、選定ガイドブックを出させていただきまし、16 年度はたい肥化施設を予定しております。17 年度につきましては、最近、非常に関心が高まっております悪臭防止技術に着目してレビューしてみたいと考えております。

また、ソフト面での支援体制ということで、5の(1)にございますように、各農政局、県、その出先あるいは畜産会といったような関係団体、こういったところに畜産環境相談コーナーを設けさせていただいております。また、(2)にございますように、施設設計の相談に答えられる畜産環境アドバイザーを、これまでに実数で3000名以上、養成しているということでございます。

7ページ目でございます。駆け足で恐縮でございます。今まで管理の適正化について種々御説明させていただきましたが、次に利用の促進という面について少し御説明させていただきたいと思っております。

7ページの右下にダイコンか何かが植わっている図がございます。この下の方に、ちょっと見づらくて恐縮でございますが、日本全国での窒素受入可能量が114万トンというふうに推計されております。これに対して、家畜排せつ物、食品産業廃棄物なんかとあわせて約43万トンと書いてありますが、家畜排せつ物が約42万トンになるんですが、114万トンの受入可能量ということで、化学肥料の48万トンを前提にしても、国内全体で見れば十分に受入可能ではないかということでございますが、左の(2)に書いてございますように、南九州といったような畜産地帯では過剰問題も出てきているということから、さらにたい肥の需要の拡大をする、あるいはそれ以外の高度利用みたいなところも推進していくことが、これからの課題になっているということでございます。

8ページでございます。こういったたい肥の需要の拡大ということでございますけれども、たい肥の利用を促進するためには、(3)にございますように、これは平成14年の日本土壌協会の調査でございますが、良質たい肥の条件としては、高品質である、低価格である、取り扱いやすい、悪臭がしないと、こういったことが条件として挙げられております。

これを踏まえまして、(4)にございますけれども、作物生産農家の方々のニーズを踏まえたたい肥生産を進めるために、マニュアルの作成を今年度から着手しております。完成次第、たい肥センターであるとか、そういった関係のところ、徐々に改善していくものだと思っておりますけれども、第1稿として早期に完成してお配りしたいと思っております。

それから、(6)にございますが、右の方に幾つか円グラフとか棒グラフが何か載せさせていただいております。先ほどの施行状況調査とあわせて、1月19日に公表されたものでございまして、これからは利用の促進を図る必要があるということで、たい肥の利用



に関します意識とか意向といったものを農業者モニターの方、御回答いただいたのは全部で 2500 名の方々なんです、そういう方々にたい肥の利用についてアンケート調査やらせていただきました。その結果でございます。

まずは円グラフがございます。家畜排せつ物たい肥の今後の利用に関する意向ということで、積極的に利用したい、ある程度利用したい、この両方あわせて、農家の方々、利用したいという方が 88.4%と、ほとんどの方々がたい肥を利用したいと考えておられるということでございました。

その利用したい理由は何でしょうかというふうお伺いしたところ、右上の棒グラフございますけれども、多い理由を上から四つ取っております。循環型農業が可能になる、作物の品質向上が期待できる、化学肥料の節減ができる、作物生産の安定性の向上が期待できると、こういったことから、たい肥を利用したいということでございました。

そのためには、今後利用が進む家畜排せつ物たい肥とは、どういうたい肥なら利用が進みますかという設問があったわけでございます。顆粒やベレットとか非常に散布しやすいたい肥にすれば利用が進むんじゃないか。価格が安いもの。それから、成分量が安定している。きょう来たたい肥と次に持ってくるたい肥との成分量が異なるでは困る。それから、成分量が明確である。こういったところが利用が進むたい肥であろうというふうな調査結果でございました。

今後、たい肥を有効利用するための地域的な取り組みとして何が重要かという設問もあったわけでございますが、これは一番下の棒グラフでございますけれども、需要と供給に関する情報提供とか、販売購入先の仲介とか、耕種サイドと畜産サイドの連携を図る取り組みが必要ではないかということが一つございました。また、化学肥料の使用量を減らすような地域的な取り組みが必要じゃないか。あるいは散布を省力化する取り組み。たい肥を使うと、こんなに糖度が上がるんだとか、そういった施用効果みたいなのを実証して普及する、こういった取り組みが必要ではないかというふうな回答が多ございました。

2 番の高度利用その他については、ここに書いてあるとおりでございます。バイオマス・ニッポン総合戦略の連携を図って技術開発、実用化、普及といったことをどんどん進めていく必要があるということでございます。

9 ページ目でございます。これは昨年の部会の際に御説明させていただきましたが、農林水産環境政策の基本方針を再び掲げさせていただいております。これから取り組むこととしまして、健全な水循環の確保ということで、16 年 11 月に法律関連施行されました

ので、これから管理の適正化を徹底していくということが一つの取り組み課題だと思っております。

それから、バイオマスの総合的な利活用の推進ということで、と分けてございますけれども、先ほど申し上げましたようなマニュアルの作成ですとか、需給に基づいた活用計画の策定ですとか、たい肥を土づくりの資材としてではなくて、化学肥料代替資材として利用を進めていく。あるいは、に、バイオマス・ニッポンの関係でございますけれども、過剰と見られるところについては炭化・メタンといったような高度な利用も進めていく必要があると考えているところでございます。

また、こういった利用の促進を支援するために、先ほど施設整備の支援措置を御説明させていただきましたが、左側の4の(1)(2)とございますように、バイオマス利活用フロンティア推進事業とか、畜産環境緊急特別対策事業といった支援措置によって、協議会の開催ですとか、成分分析ですとか、表示ですとか、パンフレットとか、あるいはたい肥の共励会ですね、こういったものに対する支援措置を講じております。また、右下にコーディネーターの育成と書いておりますけれども、たい肥を施用するに当たって、技術的指導者というんでしょうか、そういった方々の育成もやらせていただいているところでございます。

10ページ、11ページは環境規範でございますけれども、これは昨年12月10日の畜産企画部会・畜産物価格当部会の合同部会で御説明させていただきましたので、説明の方は省略させていただきますが、11ページをごらんいただきたいです。

11ページの左側の(3)に、右にイメージ掲げさせていただいておりますが、こういった家畜生産活動規範と作物生産活動規範、あわせて環境と調和のとれた農業生産活動規範といたしまして、当初、2月中にとも思っていたんですけれども、3月上旬からパブリックコメントの手続を開始したいと考えているところでございます。

駆け足で恐縮でございましたが、以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続いて、畜産振興課長から、「最近の飼料をめぐる情勢について」、御説明をお願いいたします。

塩田畜産振興課長 お手元の資料8でございます。最近の飼料、えさをめぐる情勢ということで、概要を御説明いたします。

あけていただきまして1ページ、えさの需給というのは御存じのとおり、粗飼料と濃厚

飼料両方ございます。トータル、今の需要の状況はということで、右の方、小さな字ですが、最近、家畜の飼養頭数が減ってきているような状況の中で、全体には少し落ちているという状況でございます。

同じ表の中の下3段にパーセントで自給率というのがございます。純国産の飼料自給率は23.6%ということで、若干落ちております。また、粗飼料自給率は75.6%で同じく落ちている状況で、濃厚飼料自給率については10%を若干切るということで、ほぼ横ばいという傾向でございます。下のとおり、飼養頭数、戸数とも減ってきている状況の中で、若干減っているということです。

2ページを見ていただけますでしょうか。2ページは、そのうち粗飼料についてです。後ほど濃厚飼料が出てきますが、粗飼料につきまして、2ページ以降で見たいと思います。

飼料作物の作付面積、トータルでは92万9400haという数字がございます。若干微減という状況でございます。平成9年あたりと比べて、わずかに減っておりますが、一方で、それぞれ作付するものについても横ばいあるいは若干減っております。

右の表の一番下にありますように、大家畜の飼養頭数は、飼料作物の作付以上の大きな減りということでございます。そういう意味では、戸数がこれだけ減る中で、作付面積の確保ということでは努力している状況かなと、こんなふうに見ておけると思います。

3ページを見ていただけますでしょうか。右の方にございますように、収量は天候不順等が続いてきたということで、近年、減っております。面積も、先ほど言うように、やや微減ということでございますので、3ページの右下の表にあるように、その結果、収穫量も減っているという状況でございます。

そういう中であって、4ページ以降、ちょっと頑張らなければということで見ていただければと思います。4ページは国産稲わらと稲発酵粗飼料についてでございます。国内における自給飼料生産を頑張るとということで、国産稲わらについては、約9割近くが国産です。まだまだすき込みをしている稲わらが多々ございますので、輸入稲わらが若干ふえている傾向もございますので、このあたり飼料用に国産を使う方向で頑張る必要があります。

その下の方は、WCSとよく言われている稲発酵粗飼料です。水田転作で稲を発酵させたものを粗飼料として使いたい。これは非常に頑張っている状況でございます。幾つかの県で特にポイント的に使われてございます。こうした稲発酵粗飼料の普及が、これから私どもが力を入れるポイントかと思っております。

5ページは、飼料の自給率と生産コストということでございます。

こうした国内での飼料の自給というのは非常に重要なことでございます。経営体によって、酪農や肉用牛など、それぞれ使い方が違いますが、基本的に飼料の自給率については、右を見ていただければと思うんですが、酪農においては平均で 34.8%、肉用牛繁殖では 59.3%、このあたりが自給率が高いと思います。酪農におきましては粗飼料の給与率が、そもそも高うございます。北海道を中心にですけれども、全体に約 50%前後ということで、酪農は粗飼料を重要視、その結果として、上の飼料自給率に反映するかと思います。肉用牛の繁殖経営のところも同様で、粗飼料給与率が高いと、こんな状況でございます。

6 ページは、コストということで見ていただきたいと思います。コストの推移をみますと、横ばいが現状かと思いますが、最近では物財費等の値下がりなどを反映して自給飼料の生産費を計算してみますと、若干落ちている。特に 15 年あたりについては、下がってきているかなと思います。

その下に輸入粗飼料価格というのがございますけれども、畜産経営の中で、どうしても利便性や労力面から、電話一本で持って来るという形での輸入粗飼料の需要は依然としてあるという状況でございます。

次に 7 ページから、今の飼料作物と対比して流通飼料というんですか、配合飼料と申しますか、そちらの方の状況でございます。先ほどの頭羽数の状況等を踏まえて、生産量が少し落ちぎみだったのですが、ここのところ、若干微増の数字が出ております。

8 ページ以降でございます。こうした配合飼料をめぐる情勢といたしまして、一番気になるのは価格でございます。かなり輸入に依存していますが、8 ページの左上にございませうように、配合飼料の価格を決める要因が、シカゴに代表される飼料穀物の国際相場と、フレート、為替レート、この三つが大きく影響します。

現在の配合飼料価格ですが、去年あたり、あるいはここ近年というんですか、かなり動きがあります。16 年度を見ますと、右の方のグラフにございませうように、昨年 4 月あたりから非常に高く上がりました。その後、非常に冷えてきたというか、落ちついてきました。本日の委員の先生方の中にもえさ関係の方々がいらっしゃいますが、この辺を踏まえて、畜産経営に対して安いえさの提供ということでは非常に厳しい状況の中で対応いただいているところでございます。

配合飼料価格は畜産農家の経営に非常に影響しますので、この 8 ページの下の方で、異常補てん、通常補てん、すなわち配合飼料の価格安定ということで、急騰したときに補てん金を出して、えさの価格上昇を薄めるという形でやっております。これは国だけではな

くて民間の飼料メーカー、また農家の皆さん方がそれぞれ積みました価格安定制度に基づいて積み立てたお金を用いて、そうした激変緩和ということを進めておりまして、既に16年度は、近年になかったことですが、通常補てんに加え異常補てんの発動があり、激変緩和効果が出たかと思えます。

今申し上げましたえさをめぐる、影響するファクターということで、9ページ、10ページがございます。国際相場がどうして決まるかということになりますが、最近の状況ですが、ちょうど1年前ぐらいは、16年度の価格は大変だと言われていました。10ページ右の表の一番下に在庫率という数字がございます。ちょうど1年前の予想では、04/05年あたりは10%を切るような予測がございましたが、結果としては、9ページの一番上に生産量がありますが、04/05の生産量は996.6百万トンという、極めていい数字ということですか、世界的にたくさん取れたということで、在庫率も大分戻っております。

そういうことで、配合飼料価格が去年の春に上がったのですが、その後、下がってきたわけですね。これだけではないかと思えますが、そういう状況の中で、その後は比較的安定しております。今年の天候次第というところもございまして、そういう状況でございます。

それを踏まえまして、10ページを見ていただければと思います。アメリカが一番大どころということで、これはアメリカの状況でございます。この中では、需要のところで、アメリカの穀物状況、特にトウモロコシでは燃料用のエタノールという、飼料用以外の需要が少し出てきたというところが留意すべきポイントかなと思います。いずれにしましても、アメリカは、そういう意味では、世界需要に応じて面積を広げていっている状況であることは間違いありません。

11ページ、こうした穀物の需給を踏まえて、シカゴ相場が成り立っております。先ほどの日本の価格については、シカゴとパラレルに16年度は動いたなということがわかるかと思えます。

12ページ、13ページは、えさに係わる不測要因です。12ページは為替レート。これは御存じのとおりでございます。そういう意味では、円高基調というのか、一つのレンジの中でおさまっているという状況でございますので、今のところは、それなりにということだと思います。

13ページは、えさだけではなくて、日本は輸入大国ということですので全てに影響する話ですが、フレートという海上の船代ですね。えさを大量に入れてくるということで、このフレートを見ていただければと思うんですけども、ずっと動かなかったのが、こー、

二年余りで、高騰しております。これだけで、トン当たりで 5000 円前後の価格が動くということで、キロにしたら 5 円とか、そういう数字に影響するような今回のフレートの振れというんですか、上がりがございます。一説には中国の鉄鋼需要等が強いということで、船がタイトな状況であるということです。今後、どうなるかは注意しておくべき大きなポイントです。

14 ページは国別輸入量の推移ですが、アメリカが主流であることは、このところずっと変わりません。トウモロコシの 9 割以上がそうですし、こうりゃんは 7 割をアメリカが占めています。あとは南米のアルゼンチンなどが若干あります。全体で見ても、アメリカからの輸入が約 84% と非常に高いので、そういう意味では同様の状況が続いております。

15 ページは、粗飼料も輸入されているということで、先ほど少しお話をさせていただきましたが、輸入量につきましては、稲わらが 15 年になってちょっと増えた。過去はかなり急に入っていたんですけども、輸入がストップされておりました。それが再開されたということで、15 年以降、やや増えてきている状況でございます。

一方で、牧草の輸入については、ヘイキューブ、あるいは乾草につきましては、余り動きございませんが、最近のえさの与え方ということで、ヘイキューブの方は食い込みその他の課題があり、人気がなくなり減ってきている状況で、乾草が最近では横ばいながら輸入されてきているという、こんな状況でございます。

価格等については大体横ばいと、こんなような状況でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

資料の御説明としては最後になるかと思いますが、「最近の家畜衛生をめぐる情勢について」、これは衛生管理課長からお願いいたします。

栗本衛生管理課長 資料 9 をごらんください。1 枚めくっていただきまして、1 ページ目でございます。

まず家畜の伝染病の発生状況をごらんいただきたいと思います。大きな病気を三つ挙げております。平成 12 年に口蹄疫が発生しまして、同じ年のうちに清浄化を達成して、その後も維持をしております。13 年 9 月には B S E が確認されており、16 年 1 月に高病原性鳥インフルエンザが発生しております。この二つにつきましては、後で発生状況、防疫対応等、少し詳しくごらんいただきたいと思います。

表の中でございますけれども、流行性脳炎、これは日本脳炎でございます。ウエストナイルを少し心配いたしました、大丈夫でした。

日本脳炎は、昨年も7頭、沖縄で1カ所ずつ、豚に発生しております。

結核でございますけれども、ことしの1月に、16年はなかったんですが、青森で1カ所、肉用牛に発生がございました。

ヨーネ病は、正常化を進めておりまして、検査で強化されている関係で摘発が続いております。

一つ飛びまして、豚コレラですが、昨年、5例、確認されたわけですがけれども、これは野外株によるものではないということで、発生、アウトブレイクの扱いをしておりませんので、ここではゼロということになっております。

一番下のニューカッスル病ですが、この段階ではまだなかったんですが、16年12月に福岡で1件、発生をしております。

次のページをお願いいたします。BSEの発生状況でございます。左下に全部まとめて記載させていただいております。1例目は、御承知のとおり、13年9月10日、これはサーベイランスによって発見されております。それから、下の方をごらんいただきまして、11例目と14例目が死亡牛検査で確認されたケースでございます。あとのものは、と畜場での検査でわかったものです。

昨年、16年のところで、10例目から14例目まで5例発生しております。ふえているというふうにも見えますので、予防対策はどうなっているのかという御心配の声もあるんですけれども、これは飼料の規制徹底前に感染した牛で、恐らくまだいると思います。世代交代によってだんだん減っていきますけれども、まだしばらくかかると思われます。

それから、感染源、感染経路の究明、右下のところに囲ってありますけれども、7例目までは専門家による評価をしていただいております。その後発生いたしました8例目から14例目につきましても、プリオン病小委員会の御意見を伺いながら現在、疫学情報の収集、分析を進めております。8例目、9例目の若い牛につきましても、感染性があるかないかということについて、動物衛生研究所で現在、感染実験を続けてもらっているところでございます。

その次のページをお願いいたします。BSE対策の進捗状況でございます。御承知のとおり、現在、と畜場ではすべての牛、0カ月齢以上の牛についての検査が行われております。そして、飼料規制の徹底によってBSE感染経路は遮断をしております。

左下をごらんいただきたいんですけども、サーベイランス。病気の広がりぐあいを見  
るという目的で、24 カ月齢以上の死亡牛について検査をしております。昨年4月1日  
からはすべての都道府県で検査体制整っております、下に頭数が書いてありますが、16  
年度は10万頭ちょっとになる見込みでございます。各都道府県で大変御苦勞をいただ  
いております。

それから、右下に少し黒い中に囲んで入っていますが、食品安全委員会がBSEの国内  
対策の検証の中間取りまとめを昨年9月9日に出しております。これを受けまして、国内  
措置の見直しについて、昨年10月15日に厚生労働省と連名で食品安全委員会に諮問して  
おります。

これは厚生労働省の担当なんですけれども、一つはBSE検査対象月齢の見直しという  
ことで、21カ月以上とするということを出しております。特定危険部位の除去、交差汚  
染の防止、そして、私どもの担当のところなんですけれども、飼料規制の実効性の確保の強化  
というものも効いているところです。

次のページをごらんください。飼料の安全性の確保についてまとめております。肉骨粉  
等につきましては、平成8年以降、順次対策を強化したりして進めてきておりまして、オ  
のところをごらんいただきたいと思っております。(1)のオです。豚由来の肉骨粉は、牛の肉  
骨粉と一緒に焼却をしておりますけれども、これを豚、鶏用のえさに使用するというこ  
とについて、食品安全委員会の評価を受け、パブリックコメントの募集、それから農業資材  
審議会での御審議もいただきまして、分離の体制をしっかりと整備した上で、本年4月以降、  
利用を再開する予定でございます。

それから、魚粉と動物性油脂につきましては、次のページの表で御確認いただきたいと  
思います。

それから、右側の(4)でございます。反すう動物用飼料の製造工程を分離するという  
こと、既に平成15年7月1日に関係の省令を改正しておりますが、現在、鋭意進めてい  
ただいております、3月31日まで経過措置終了までに分離を完了するという予定でご  
ざいます。これは交差汚染防止対策です。

それから、混入防止のガイドラインを出したり、対象家畜の追加ということで、牛に加  
えて、シカやヒツジ、ヤギを追加しております。

それから、(7)のところ、先ほどちょっと触れましたが、食品安全委員会に諮問して  
いる内容、えさの関係では、飼料の輸入、販売、使用の各段階における飼料規制の実効性



確保のための対策強化について諮問をしているところです。

次のページをお願いいたします。5ページでございます。ここに飼料規制の状況、動物性油脂の規制の状況を一覧表にしております。丸がついているところは使えるところ、バツのところは使えないという表でございます。

例えば左の表でござらんいただきますと、魚粉ですとか、血粉、チキンミールのあたり、この辺は農林水産大臣が分離を確認したものは使えるということなんですけれども、給与対象動物のところを縦にござらんいただきますと、牛のところには全部バツがついております。真ん中どころ、肉骨粉等のところを見ていただきますと、横に全畜種にバツというふうになっております。これは交差汚染防止のための措置でございます。

右側に動物性油脂の規制状況をまとめております。牛に使えるのは食用の肉から採取した脂肪由来、それで不溶性不純物の含有量は0.02%以下のものだけというふうにさせていただいております。

それから、ちょうど真ん中のあたりですけれども、農家でへい死した牛、と畜の検査を受けていない牛ですとか、牛の脊柱を由来とする油脂につきましては、全畜種に使用を禁止しております。

少し急いで申しわけありませんが、次のページをお願いいたします。

6ページ目は、牛のトレーサビリティ制度についてまとめております。正式には長い法律名なんですけれども、私たちはトレーサ法と言っております。右半分のところを概略をお示ししております。平成15年12月1日から農場からと畜場の段階までの対応が既に施行され、昨年12月1日から、その先、食卓までといいますか、流通段階まで施行されております。

左側に、これまでの対応を少しまとめております。生産、と畜段階の施行のために、データベースを管理していただいているのは家畜改良センターなんですけれども、そこや農政事務所と連携をいたしまして、信頼性確保に努めてきております。

そして、流通段階の措置の施行に向けましても周知徹底に努めてまいりました。いろいろやってまいりました。ただ、対応のおくれている業者が一部あることは否めないところがございまして、引き続き指導に努めつつ、DNA鑑定での確認もいたします監視指導を徐々に強化していきたいと考えております。意図的な違法行為に対しましては厳格に対処するというところで信頼を確保していきたいと考えております。

次のページには概要が書いてあります。詳細は省略いたしますが、携帯電話からもアク

セスすることができまして、下のところの真ん中あたりの、ちょっと見にくいですが、これでアクセスしていただきますと、右下のところにあるような情報が出てきて、どういう履歴なのかがわかるというふうになっております。

次のページでございます。8ページ目です。高病原性鳥インフルエンザの関係です。下の方に、今までのいろいろないきさつを書かせていただいております。昨年1月12日に山口で1例目、そして、2月17日に大分県で2例目、2月27日に京都で3例目、右側へいきまして、そこから4キロ離れたところで4例目が出たということで、関係者の方々に大変御尽力をいただきまして、4月13日に正常性の確認が終わっております。

それからずっと養鶏場からの毎週の報告をいただいておりますし、月1回、養鶏場にサーベイをやっております。そのほか野鳥の調査などもいろいろなところでやられておりますけれども、今のところ異常は報告されておられません。正常性を維持している状況です。

そして、発生時の影響を小さくするという目的で家畜伝染病予防法の改正をいたしまして、移動制限に協力していただいた農家に対する助成の制度化ですとか、互助制度も立ち上げております。大変多くの方々に加入していただいております。

それから、一番下になりますけれども、いろいろな方々との意見交換を通じまして、顔の見える関係づくり、安心して生産していただけるような環境づくりに引き続き努めております。

その次のページは、海外におけるインフルエンザの発生に伴う措置をまとめたものでございます。基本的には、海外で発生すれば、すぐとめるということで、あくまでも鳥への感染防止という観点から輸入をとめております。

四角の中、間違っております。「本年2月から」と書いてあるのは、二つ目のポツところ、これは「昨年」の間違いでございます。訂正していただきたいと思っております。

家禽だけではなくて、ペット用の鳥についても発生国からは入れないということで、右の四角の中の(14)です。韓国は一度発生があつて、正常化されて輸入を再開いたしましたけれども、昨年12月22日にモニタリングで確認されたので、弱毒タイプだったんですけれども、我が国の取り扱い上はストップさせるということになっておりますので、輸入をとめております。日韓カーフェリーで届く車ですとか、靴底の消毒なんかは引き続きやっております。侵入防止に努めております。

その次のページは、豚コレラの撲滅対策をまとめたものでございます。平成5年以降、発生のない病気なので、平成8年以降、ワクチンを使わない防疫体制への移行を目指して

おります。養豚先進国では施行しているというもので、我が国でも 12 年 10 月移行、ワクチンの接種は原則中止をしております。既に 4 年半ぐらいがたってきているわけで、95% ぐらいの農家はもう接種を中止してうまく飼っておられるということで、昨年、右下のところに困っておりますような事例がございましたので、改めて接種農家に対して御説明をしつつ、正常化の検査も進めて、できるだけ早く全面的な中止に持っていきたいと考えております。

急いで申しわけありませんが、次のページは特定家畜伝染病防疫指針ということで、発生した場合、影響の大きい病気について、あらかじめ対策についてまとめて公表しておくということで、昨年 11 月、12 月になりましたけれども、口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザの三つについて公表させていただきました。これに基づいて防疫演習を地域、都道府県あたりで進めていただいているところです。

次のページは飼養衛生管理基準でございます。食品の安全性を確保する観点からは家畜の生産段階、農場の段階からしっかりやっていただくことが大切だということで、農場の段階で守っていただきたい基準を定めたものです。具体的な内容は左下の方に書いてありますような、それほど難しいことではないんですけれども、基本的なことを守っていただくということで、これは通知あるいは Q & A と一緒にホームページに掲載しておりまして、都道府県の家畜保健衛生所あるいは臨床の獣医を中心に普及・啓蒙を進めていただいております。

これは最低限の基準ということで守っていただかなければならないので、指導、助言、勧告、命令という段階を踏んで、最終的には罰金 30 万円をかけさせていただくということで、しっかり守っていただきたいというふうに考えているものです。

次のページにありますのは HACCP で、先ほどの基準が最低限のものとするれば、これはさらに上を目指していただくということで、ガイドラインが 14 年 9 月にできております。現在、モデル的な取り組みということで各地で進めていただいているものでございます。

それから、BSE の海外の状況でございます。これも発生国からは肉をとめる。肉骨粉についてはすべての国からとめるというのが原則でございます。カナダでは一昨年の 5 月、アメリカでは一昨年の 12 月 24 日に発生して輸入をとめているという状況でございます。逆に言うと、日本からのものもとまっているんですけれども、このことにつきまして日米間で協議を行っております。その状況は、その次のページに、少し細かい文字になります

けれども、書いてあります。

下のところに、右も左も同じように経緯をまとめております。一昨年の12月29日以降、日米の協議、会合を繰り返してきております。左側ですと一番下のところになります。右側だと下から四つ目ぐらいの枠になりますけれども、10月23日の段階で日米で一定の認識を共有するという段階に至っております。

右の方の下から点線で囲んであります四つ目ぐらいのところをごらんいただきますと、「全月齢からのSRMの除去」と、「我が国へ輸出する牛肉は、20カ月齢以下と証明される牛由来」のものにするといったようなことを認識の共有という形でまとめております。

この20カ月齢以下をどう証明するかということについて、その下にあります生産記録に基づくものというのがわかりやすいんですけども、そのまた下のところに小さい字で恐縮ですが、牛枝肉の生理学的成熟度、マチュリテというものも使えるんじゃないかというふうにアメリカ側は言っております。これがわかりにくいので、一番下のところにありますように、牛の月齢判別に関する検討会という専門家に検討をゆだねております。

次のページは、先ほど申し上げました認識を共有したというところの内容を少し詳しくまとめたものでございます。詳細は省略いたします。

最後のページに、今申し上げました月齢判別に関する検討会の結果のまとめがございます。3番のところに、その報告書の概要があるんですけども、A40という、これはアメリカで使われております格付制度の等級といたしますが、一つの指標があるんですけども、これを使って見分けられるかどうかということで、A40とA50という、その境目のところは骨の違いでかなりはっきりと見分けがつくということを専門家が言っておられて、A40よりも下に評価されたものの中に、21カ月齢以上の牛がいなければいいわけですけども、アメリカの研究では、A40以下には17カ月齢までの牛しか入っていないという結果になっておりました。

これを統計学的に分析していただいたところが(2)に書いてあって、難しい言い方になっておりますけれども、余りなさそうだけれど、ゼロではないというようなことになっております。この基準を20カ月齢以下の牛かどうか見分ける基準として採用していいかどうかという判断は、(3)にございますけれども、米国産牛肉のBSE感染リスクの程度を考慮する必要があるということで、このリスクの観点から許容してもいいというふうに評価されれば、この基準は採用してもいいという、そういう言い方になっております。さらに、(4)で、もしA40という基準を採用するとしたら、留意点として にあるよ

うなことが必要だといっております。これが検討会の結果になっております。

さらに実務的な詰めが必要でございますが、先ほど申し上げました国内対策についての諮問に対する答申が食品安全委員会から来た後、リスクコミュニケーションなどによって生産者の方々の御意見も伺った上で、輸入条件については改めて諮問をすることになります。

済みません。大分駆け足になりましたが、以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

ここで若干の休憩を取りたいと思います。私の正面の時計で 45 分に再開をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔 暫時休憩 〕

## 意 見 交 換

生源寺部会長 再開いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

休憩前の事務局からの御説明も踏まえた上で、御自由に御発言をいただければと思います。御質問あるいは御意見をちょうだいいたしたいと思っております。どなたからでも結構でございます。

吉野委員、どうぞ。

吉野委員 質問をいろいろさせていただければと思います。

最初は、資料 5 の牛乳・乳製品をめぐる情勢の 10 ページあたりです。生産者補給金になってきているということは、価格に関しては規制してないと思っておりますので、そうしますと、在庫が出るというのがよくわからないんです。価格のところでは、需給が均衡していれば在庫は出ないような気がするんですけども、価格はマーケットで決まるのに在庫が出ているのかどうかをちょっと教えていただければと思います。

幾つか御質問させていただいてよろしいでしょうか。

次は資料 6 - 2 のところでございます。アメリカのが入ってこなかったために、牛肉ですとオーストラリアへ行ったり、ブラジルに行ったり、デンマークへ行ったり、こういう形で動いてきているわけですが、マーケットがこういう形でその国のものを買出したのか、それとも国の方がある程度、こういうところの製品がいいので、こうやっているのか。

それから、諸外国のこういう市場と比べて、日本の市場がどれぐらいのシェアをそれぞれ占めているのか。

そうしますと、変なことが起こると、価格が急に上がったたりするようなことが起こるんじゃないかと思ひまして、もしおわかりになりましたら、それぞれのマーケットの中での日本のサイズみたいのを……。それから、今後、こういうことが起こった場合に、どういう代替の可能性があるのかというのを、おわかりでしたら、教えていただければと思ひます。

それから、6 - 1のところでございます。保証基準価格のところ、今のところ乳用種だけが上になっていて補給金が出ているわけです。先ほどの話ですと、規模の拡大がキーだというお話だったんですが、それだけが生産をうまくやるやり方なのでしょうか。もし、ほかにやり方があるのであれば、どういうことを進めれば保証基準価格をクリアできることができるのか、教えていただければと思ひます。

それから、資料7の方で、たい肥のところなんですけれども、日本のたい肥のいろいろな処理の技術が諸外国の技術と比べて、どういうところで優位性を持っていて、こういうふうにするやり方がコスト的にもいいし、技術的にもすぐれているのか。この分野の日本の研究がどの程度世界的なレベルであるのかどうか。ですから、特に牛をたくさん使っている国、オーストラリアとかたくさんあるわけなんですけれども、そういうところと同じように皆さん苦しんでいると思うんですが、諸外国のやり方と比べて日本のやり方というのは典型的なのか。その技術として、日本がもし非常にすぐれていれば、この技術が外に輸出できると思うんです。そういう意味での国際競争力というのはどんなふうにあるのか、教えていただければと思ひます。

それから、資料8のところ、飼料のところ。この飼料のところは、私の教えていただきたいのは、まず価格は一切規制がなく、価格はマーケットから決まっているのかどうかということ。それから、先ほどコストが高くなるのは三つの要因があるという話で、シー SHIPPING の値段と為替とか、もともとのシカゴとかそういうところの需給だと思ひますけれども、今後、為替が動く中で、為替ヘッジとか、そういういろんな手法というのはもう使われていらっしゃるのかどうか。

それとも、そういうことはマーケットに任せて、それから、こういう市場って先物市場である程度現物との代替でマーケットを平準化するというところがあると思ひますけれども、そういうところはすべてマーケットに任せる形で、別に政策としてそういうことは

余り考えられていらっしゃるかどうか。

ちょっとたくさんですけども、やや疑問のところを教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

生源寺部会長 ありがとうございます。

何人かの御発言があった後に御説明をいただきたいと思いますし、きょう直ちに御提出いただくことが難しい要素もあるかと思しますので、このあたりは次回に回していただく、あるいは委員の皆様の中に御回答いただけるような要素もあるかと思しますので、その辺もよろしく願いいたします。

そのほかにいかがでしょうか。

石川委員、どうぞ。

石川委員 資料5の5ページ目、「在庫水準を縮減するため、生産者団体により、加工原料乳価格の一部引き下げによる脱脂粉乳2万トン相当の需要拡大対策が実施された」、ここのところをもうちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

もう一つは、吉野委員がおっしゃっていたところですが、資料6-1の5ページ目、乳用種。これだけ下回っている。先ほどの説明で、他品種より評価が低いということがありましたけれども、この辺ももう少し具体的に教えていただきたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

矢野委員、どうぞ。

矢野委員 2点、教えていただきたいと思います。

1点目は資料7の環境保全のところですか。家畜排せつ物法の対象となる農家は6万3000戸ほどあります。規模は小さいですけども、7万6000戸ですか、戸数にして50%以上、対象外の農家があります。この対象外農家への対策ですね。今後、奨励をするようにするのか。奨励をすれば、どういうふうな形で奨励するのかということをお願いいたします。

もう一つは、資料9でございまして、5ページになりますが、飼料原料の給与規制対象品目というところなんですけども、左側の表の下から二つ目に食品残さというのがございまして、現在、食品残さがかなり大量に出ていますが、ほとんどが焼却されているというところで、リサイクルで家畜のえさに使われているのは数パーセント、一昨年で3%という量

になっております。

これはどんどん有効利用されるべきものだと思っておりますが、ここで農林水産大臣が指定した品目について教えていただきたいというのと、ヨーロッパの方では食品残さの再利用に少し規制がかかりかけているという情勢に対しましては、日本国内では今後、どういふふうな対応をお考えかというところと、その点でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

もう一人ぐらいいかがでしょうか。

増田委員、どうぞ。

増田委員 資料5の牛乳・乳製品をめぐる情勢についての中で、1ページで、輸入量の中のチーズが70%ということをおっしゃって、逆に、国内でのチーズの生産量は依然としてそう高くない。北海道では50%いっていますけれども、それほどのことではなくて、別にチーズの資料をいただきましたところが、最近では国民1人当たりのチーズの年間消費量は2キロにまでふえております。ところが、生産量はそれほどふえていなくて、輸入量が大変にふえて、年間で20トン、チーズとして輸入されていると伺いました。

それで、以前にも私は脱脂粉乳の商品開発のことで乳業メーカーのお立場の委員をお願いをしたことがありますけれども、たまたまきょうは中山委員がおいでなので、チーズというのが国産でどうしてこれほど伸びないのか。チーズというのは、私ども身近ではプライベートブランドという形では随分お目にかかるんですけども、大量生産、大量消費という現場にいきますと、輸入物が大宗を占めている。チューダーにしても、ゴーターについても、チーズは、はっきり申し上げて、輸入品の方がすぐれた味であるというのが消費者の実感です。

とかくチーズというのはまだまだムード商品だろうと思うんです。だからといって、輸入物に負けていることなく、これは牛乳のこれからの消費拡大にかなり貢献するのではないかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

もう一つ、家畜排せつ物の利用の促進について。循環型農業ということで、アンケートなんかでは使いたいとおっしゃっている方が多いのですが、実際、現場で伺いますと、耕種農家はどうも使いにくいとおっしゃる方が多い。それは、風薬ですね、化学的につくられた薬と漢方薬を並べると、漢方薬ってなかなか効かないのよねという話によく似たところがあるので、大変行き届いた対策をおっしゃっていただきましたけれども、一番大事なものは耕種農家への働きかけというか、PRだろうと。



省内全体での取り組みも一つあるんじゃないかなというふうに考えておりますが、畜産サイドから耕種農家に働きかけるということをお願いしたいと思いますが、具体的なお考えがありましたら、お聞かせいただきたい。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

幾つか御質問があったかと思しますので、事務局からお答えいただければと思います。

また、今の増田委員の御質問は、中山委員にも一言、お答えいただくとありがたいということかと思しますので、よろしく願います。

牛乳・乳製品課長、お願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 三つほど御質問いただきましたので、順を追って御説明いたします。

まず吉野委員から、価格が市場で決まっているのに、なぜ脱粉の在庫がたまるのかという御質問がございました。一つは、そもそも生乳生産が牛の生理によっているところがございます。この生乳生産量を調整するためには、飼養頭数を削減する、個々の酪農家でいいますと、牛を淘汰するという方法しかございません。ただ、一度淘汰いたしますと、再度生産を回復するためには3年程度かかるということで、生産者として、価格に応じてすぐに生産量を調整するということが、実際上難しいということがあろうかと思っております。

また、この価格につきましても、乳業と生産者団体は1年間を通じた価格を決定してございます。したがって、需給に応じて直ぐに価格が反応するというだけでもない。また乳業メーカーといたしましても、一定量の生乳は原材料として必要なものですから、在庫がたまっただけからといって一定量を超える生乳を引き取らないという選択肢はなかなか取れない。いろいろな理由がございまして、脱脂粉乳の在庫が市場で価格が決定されるにもかかわらず、過去数年、在庫がたまってきたということだろうと思っております。

石川委員から5ページの在庫対策の具体的内容はどうなっているのかという御質問がございました。まず脱脂粉乳の需要の構造と申しますか、価格についてお話しいたしますと、現在、加工用の原料乳の価格はキロ60円程度でございますが、ここから生産されます脱脂粉乳はキロ500円程度の水準になってございます。他方、国際的な脱脂粉乳の価格はキロ200円程度でございます。

そういう価格差があるものですから、国内の脱脂粉乳の需要者、具体的には食品産業を

中心といたしまして、脱脂粉乳を調整品という形で相当量輸入してございます。調整品と申しますのは、脱脂粉乳と砂糖とを混ぜたものでございます。これを食品原料として使っております。

そこで今回、脱脂粉乳の在庫過剰という状況を踏まえまして、生産者団体が先ほど申しましたキロ 60 円という乳価を引き下げまして、輸入の粉乳調整品内に含まれています脱脂粉乳の価格と対抗し得る価格まで価格水準を下げることによって、従来、輸入の粉乳調整品を使っていたものを国産の脱脂粉乳により置きかえるという形で、脱脂粉乳換算で 2 万トン程度の需要拡大を図ったということでございます。

それから、3 点目でございます。増田委員からチーズにつきまして御指摘ございました。増田委員から御指摘いただきました数値は、まさにおっしゃるとおりでございます。現在、チーズの年間消費量は 1 人当たり 2 キロ弱でございます。国内で、年間 25 万トン強、チーズの消費がございますけれども、そのうち国産で供給していますのは約 1 割強でございます。輸入品の割合が大変高いという状況になってございます。

ただ、私どもとしましては、チーズにつきましては内外価格差が比較的少ないということもございまして、国産品が十分輸入品に対抗し得る力があるのではないかと考えておりました。先ほど増田委員からも言及ございました脱脂粉乳の在庫の解消策の一つとして、チーズの生産を拡大することによって、脱脂粉乳の生産を抑制し、脱脂粉乳の需給の改善を図っていくことができないか、生産者団体、乳業と相談を申し上げているという状況でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

食肉鶏卵課長、お願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 吉野先生から幾つか御指摘いただいております。

先ほど御説明いたしました資料 6 - 2 の関係から申し上げますと、食肉の牛肉の輸入関係でございます。これは B S E ということで、未発生国のオーストラリアが輸出余力があったということで、マーケットニーズも踏まえながらオーストラリアに集中したということでございます。当方で、この国がいいですよというあれはしておりません。ただ、輸出余力の問題については、一昨年 12 月の米国での B S E の発生を受けまして、翌月の 1 月に当方の担当官も派遣しまして、オーストラリアでの輸出余力について調査に行ったという経緯はございます。

こうしたBSEあるいは鳥インフルエンザで、畜産については、言い方は変であります  
が、どうして海外疾病といったものがつきものだといえますか、予想されますので、一定  
の国内での生産基盤の強化は必要ではないかと考えているところでございます。これに向  
けて、諸般の生産基盤の整備なり、経営体質の強化といったものが大事かなと思ってお  
ります。

各論のところ、今度は乳雄の関係で、生産費の関係で規模拡大の要素の話をしました  
が、乳雄につきましては、あり方研究会で、きょうここに御参加されている委員の何人か  
の先生にも入っていただきまして、いろんな議論をいたしたところでございます。実需者  
側から、需要にあった肉質が確保できない、あるいは肉汁が出やすいとかいうような、非  
常に専門的といえますか、実務的なお話も出ています。

我々、今考えておりますのは、研究会報告にも言われたんですが、アメリカ産牛肉との  
競合関係は非常に高いわけでございますが、トレーサビリティシステムの導入とか、消費  
者の安全志向といったものが非常に高まってきておりますものですから、規模拡大とい  
うのもまた重大でありますけれども、飼育技術の向上でありますとか、そういった生産管  
理体制によりまして、乳雄の出口といえますか、需要先の確保といったものが非常に大  
事ではないかと考えているところでございます。その研究会報告を踏まえまして、積極的  
にそういうものを展開していきたいと思っております。

それと、石川委員から、乳用種の評価が低いということの要因といえますか、その御質  
問があったんですが、先ほど申し上げました乳用種の枝肉価格が820何円とかいうよう  
なことで、800円台がこここのところ続いているわけですが、この枝肉価格が、乳用種  
につきまして810円台というのが、13年のBSE発生以前、あるいは14年10月ごろに800  
円台あるいは770円ということで、800円に近いような枝肉価格を形成したわけですが、  
そのときの子牛価格が10万円を超えていまして、そのときに比べると、まだ評価が低  
いかなということで申し上げたわけでございます。

これについて、枝肉価格がそのような800円台を上回っておるのに子牛価格が上がら  
ないのかということについては、いろんな要因があるかと思えます。本日、そういった現  
場の委員の皆さんもいらしてますので、御意見をいただければいいかと思うんですが、  
私も一つ考えておるのは、アメリカの輸入の再開問題とも関連して、一番の競合関係に  
あるものでございますので、どんどん乳雄の子牛を高く買ったとして、これが1年ある  
いは2年後にアメリカ産牛肉が本格的に輸入再開された場合に、価格が下がるだろう  
ということ

で、生産者が導入に対して慎重になっているということが現場では一つ作用しているのではなかろうかと考えております。この点については、現場の実情について十分把握しておく必要があるんじゃないかと考えているところでございます。

また、後に戻って恐縮ですが、吉野先生からお話がありました日本のマーケットでございますが、牛肉、豚肉、鶏肉といった問題について、後で整理して提出したいと思いますが、アメリカは牛肉については 1000 万トンの供給といえますか、生産量でございます。それに対しまして、日本は 50 万トン弱の供給ということで、消費量は 130 万トンということでございますので、どうしても海外に依存せざるを得ないということでございます。

今、アメリカがとまっているわけでございますが、主力となっております豪州でいきますと、大体 200 万トンの枝肉の生産量がございますので、それが当方に 40 万トン近く輸出されておるという状況でございます。

いずれにしましても、こういったシェア的なものについては、また資料で提出したいと思っておりますので、了解いただければと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

畜産環境対策室長からお願いいたします。

大野畜産環境対策室長 3人の先生方から御質問ございましたので、お答えしたいと思います。

まず吉野委員からの御質問でございます。日本のたい肥処理技術といえますか、家畜排せつ物処理技術の国際的な比較、優位性ということですが、大前提として申し上げておかなければいけないのは、日本の場合は割とたい肥化して利用するというケースが多いんですが、米国は経営耕地が広いというのは一目瞭然でございますけれども、ヨーロッパにおいても畜産主要国においては、畜産農家の方々、かなり広い経営耕地をお持ちです。

養豚でも、数十町から 100 町ぐらいの経営耕地を有して麦をつくっているとか、こういうパターンが多いので、欧米では、利用の携帯としてはスラリー、そのままの状態でタンカーなりに積んで散布する。もちろん、注入していく、インジェクションしていくとかいうやり方もあるんですけども、そういった形での利用が一般的だということで、利用形態が異なるものですから、一概にどちらがすぐれているというのは言いづらいと思っておりますが、基本的な技術と、たい肥化の技術というのは、国際比較はなかなかしづらいんですけども、非常にこなれている技術だと思っております。

ただ、実際のたい肥舎なり、養豚でいえば浄化処理施設なり、運転とかメンテの部分で、まだまだ技術的な情報を提供していく必要はあるかと思っておりますけれども、技術的には非常にこなれていると思います。ただ、利用形態が違うので、輸出可能性ということになると、どうなのかなという感じがいたします。

家畜排せつ物処理施設の関係でいいますと、先ほど高度利用のところもお話し申し上げましたけれども、特に欧州で、地域の理解で、地域住民ぐるみで、コミュニティぐるみで家畜排せつ物から温水を取る、電気を取る、そして、それを地域暖房に利用していく、そういった形でメタンの利用が非常に進んでいるということでございます。そういった技術については、日本も41ほどメタンのバイオガスのプラントがございますけれども、それは輸入されている技術が多い。ドイツ、デンマークあたりから輸入されているものが多いという状況でございます。

それから、矢野委員からございました適用対象規模の話でございます。45%の方々が適用対象になっていると、55%の方々は適用対象外の小規模の経営だということでございますけれども、ふん尿の発生量からいくと、その45%の管理基準適用農家で95%、ふん尿が……。45%から95%の排せつ物が出されているということで、相当部分はこの管理基準の適用によってカバーされているということでございます。

そういった適用対象外の農家については、そもそも飼養規模が小さいので、おのずと経営耕地内で自然循環が進むだろうということで適用対象外にされているわけではございません。もちろん私も全国会議の場において、そういった農家についても、管理基準の適用対象ではないけれども、家畜排せつ物法の趣旨に沿った家畜排せつ物の取り扱いがなされるように促していくようお願いしているところでございます。

先ほど説明の方ははしょりましたけれども、環境規範については適用対象規模を設けておりませんで、国の支援策を受けようとされるすべての農業者の方々に守って実践していただきたい規範ということでございますので、その基本の実践によって、そういうところが担保されていくんじゃないかなと考えております。

それから、増田委員の御意見、耳の痛いところもあるんでございますけれども、先ほどの規範にいたしましても、作物活動、家畜生産活動、両者ございますけれども、作物生産活動の中では土づくりを一番に挙げていただくとか、そういった面での連携は取っております。

それにあわせて、環境保全型農業の推進ということで、たい肥を含めた施肥基準の見直

し、こういった取り組みもやっていただいている。あるいは、たい肥散布のために、耕種農家の方がまくのはしんどいということで、コントラクターを使って散布するということであれば、それに対する助成もございますし、耕畜連携対策ということで、水田での飼料作にあわせて、資源循環の取り組みみたいなところを支援する枠組みもつくっているということで、まどろっこしいところはあるかもしれませんが、耕畜連携が進むように、そういった支援についても、この両方が協力して組み立てていくということをやっているつもりです。

霞が関でそういう連携ばかりを取っていても、まだ進まない。この価格等部会からは外れると思いますけれども、今見直されている基本計画の中でも、たい肥の利用につきましては、耕種農家、畜産農家両方の方が組合員になっておられるということで、JAですとか、地方の行政機関が取り組みをしていく、あるいはその取り組みをバックアップしていくことが大事だということを書かせていただいているところでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

えさの関係は塩田さんでよろしいですか。

塩田畜産振興課長 吉野委員から飼料価格についてということでお話ございました。きょうも来られている横山委員あるいは平野委員も、その関係の方ですが、飼料価格は、基本的には飼料メーカーが決められて、その手前で輸入商社などの皆さん方が、いかにヘッジしていくかということを決めております。

ですから、えさに関する国の施策という意味では、輸入するまでというんですか、国内で供給するまでは民間の皆さん方をお願いしている。実際に、国の方としては、畜産農家にとって、えさがいかに安定して、価格的にも余り乱高下ないようにということで、価格安定というところで政策を組んでいます。以上でございます。

また、答えにはなりません、矢野先生の食品残さの関係では、今後ともリサイクルは重要ということで、私ども、えさの関係では進めていきたいと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

栗本課長、お願いいたします。

栗本衛生管理課長 矢野委員に御質問いただいた点ですけれども、先ほど御説明に使わせていただいた資料9の5ページの食品残さで農林水産大臣が指定した品目なんですけれ

ども、これは食品残さのうちの何かを限定して指定するという意味ではなくて、ちょっとわかりにくいんですが、牛には使わないということにしております。魚は使う必要性がないから指定していないということのようですけれども、豚と鶏に使う食品残さという形で指定されているというふうに御理解いただきたいと思います。

今、塩田課長からも答えがありましたけれども、ヨーロッパでは、御指摘のとおり、飼料に食品残さを使わないという方向での動きがあるようで、ドイツなんかはかなり先行しているようでございますけれども、日本では未利用資源の活用を進めよう、もちろん衛生的な観点には注意をして家畜に与えようという考え方です。

まとめますと、食品残さは安全性を確保しつつリサイクルを進めようという考え方となります。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

委員の皆さんから御発言をいただきたいと思います。

今委員、どうぞ。

今委員 資料6-1の20ページなんですけれども、又レ子の価格のことです。生産費の中で、素畜費が6万3503円と出ているんですけれども、私たち又レ子を販売する側から見ると、随分高い金額に設定されているなと思います。

最近、うちでも大変上手になりまして、これはいいぞという牛でも5万ちょっとぐらいにしかないという現実があるものですから、この計算の素畜費の数字はどうかと思うんです。平均的な値段なんでしょうけれど。

それと、酪農家にとって一番頭の痛いことというか、正面から向き合わなければいけないのが環境ですけれども、たい肥処理のことで、施設はきちんと整って、きちんとしたたい肥ができてきてはいますけれども、それを散布するときになると、耕種農家との連携とありますけれども、耕種農家がほしい時期はいつも一緒に、春になるとほしくなるんですね。

酪農家にとりましては、毎日出てくるものですので、幾らたい肥処理施設をきちんとつくっても、それを保管しておく場所に困るんですね、どんどんできてきますので。最近では、それを保管するためのたい肥舎をまたつくるといった現実が……。現実的にそうやってきています。結局、それを持っていく場所がないんですね。

耕畜連携というならば、耕種農家にもたい肥舎をちゃんとつくるという考えをしていた

だいたらいいかと思います。そうすれば、畜産農家もたい肥ができたときに運んでおいて、耕種農家でも自分のところで使いやすい、まぜものをするか何か知りませんが、自分のところで使いやすいたい肥がつかれるのではないかなと思って最近、そういう話が私たちのところでは出てきています。

それと、粗飼料の生産が少しずつ減っているということ。飼養頭数が減っているから減っているという考え方もありますけれども、例えば私のところでは、借地でほとんど飼料作物をつくっているんですが、来年は借りている土地が息子の名義になるので返してほしいという話になってきました。どうするのかといたら、そこに木を植えるんだということですね。結局は地目を変更して、そういう人たちは農業をやらないですから、だんだん土地は売られていくんだらうなと思うんです。

そういうことが私たちの地域で結構ふえてきていまして、借地して面積をふやしていくというのなかなか難しくなってきました。そうすると、借地をして面積をふやしてたい肥をふって、それで今まで何とか1年間通すと、自分のところでできたたい肥は処理できているなと思っていた部分が今度、崩れていくわけなんです。

もう一つ、最近、うちの夫が言っていたんですけれども、栃木県ではリンクティといって、有機認証栽培というものをやっていて、たい肥などをたくさん使って県の規定にあった栽培をすれば、そういう認証がもらえるというのがあって、私たちの県北の方でもお米をそれで作る人がいて、つくってみたら、とてもいいんだということで、100ヘクタールぐらい、まとめられないかといったら、それも可能だという話になったんですね。でも、100ヘクタール分のたい肥を一気に運ぶとなると、畜産農家にとっては大変な作業になってしまうということで、最終的には耕種農家にもたい肥舎があつたらいいのかなと思います。

それと、畜産環境をめぐる情勢、資料7の6ページと9ページに、畜産環境のアドバイザーとか、たい肥施用コーディネーターという言葉が出てくるんですけれども、私たち酪農家ですけれども、いろいろアドバイスしてくれる人とか、話を聞いてもらいたい人とかがほしいわけですね。かなりストレスがたまっています、私たちの生産現場では。それなので、こういうアドバイザーとかが育っているということですので、生産者に見える形で何かあつたらいいなと思いました。

とりあえず、それだけです。

生源寺部会長 ありがとうございます。



中山委員、どうぞ。

中山委員 先ほど増田先生に御質問いただきました。アバウトな話になって申しわけないですけど、チーズは、大きく二つ分けて、直消用というんですか、ナチュラルチーズとプロセスチーズに分かれます。直消用のものは、今のマーケットに、自由な競争になっている。ところが、プロセス用が余り量もふえてないということと、メーカーが1輸入すると、2.5が抱き合わせで無税だということから、それぞれのメーカーのコストを一番小さくする割合となるんですね。ですから、輸入があると、ふえていっていない。量がふえていけば、市場がふえていけば、そこは変わってきますけれども、長年、プロセス用チーズは余りふえていませんので、各社とも設備もいっぱいになっているということだと思います。

そういう仕組みの中で、どうして変わっていかないのかという御質問ですけれども、一つは原料の内外格差です。それから、今申し上げた各社の設備が今のところいっぱいということだと思います。

それで、脱粉対策という話がありましたけれども、脱粉は2万トン対策、原料乳に直して約20万トンだと思いますが、20万トンのチーズ工場をつくれれば、それは脱粉対策にかわる対策にはなり得るんだと思いますが、内外格差の原料からいうと、10円強ぐらい違うんじゃないでしょうか。それから、20万トンの工場という、北海道の工場で20万トン集乳する工場は三つぐらいしかないんですね。ですから、かなり大きな工場なんです。

だから、設備投資をして原料乳価格をそれだけ下げると、しかも、設備投資ですから、かなり中長期の視点に立って、その事業が回っていくということがないと、なかなかそこに踏み込んでいけないという悩みがあるんですね。

ですから、その辺は、今の国の需給関係を踏まえて、中長期的視点に立って、そのことを前向きにどうしていくかというのは、メーカーと、特に具体的にはホクレンあたりとよく話をして、可能な環境をつくっていかねばいけないだろうと思っています。

数字的なことが必要だったら、後ろのスタッフに言ってください。

生源寺部会長 ありがとうございました。

高橋委員、その後、小林委員の順番でお願いいたします。

高橋委員 資料9に当たるんだと思うんですが、10ページだと思うんですが、家畜衛生の関係です。

私ども、豚と鶏を初めとしまして、比較的といいますか、かなり大きな農家の集まりを

持っております、そこでいつも意見として出てきますのは、不幸にして豚コレラとか発生をしたというときに、規模が大きいものですから、殺処分するときに、どうするんだと、そういうガイドラインが、県もあるんですけども、豚なんかの場合には規模が大きいものですから、大量にどこに埋めて、一体だれがそういうことをやるんだとか、笑い話ですけども、自衛隊の人に来てもらわなければ、とって解決ができませんんじゃないのかとか、そういうことまで出ていますので、少しその辺は国としても、県のいろんな指針をつくる際には、見通しをつけてもらわないと、私ども、そういう対策をいろいろやるんですが、いざなったときということがないので、その辺はどうなっているのかなということで、もしないならば、きちっとしてもらいたいということで、かなり意見出ていますので、その辺を少しあればいいんですけども、ないというのが実情のようですから。

あわせて、ワクチンについては、私ども経営者の集まりでは何とか使わないということですけども、いろんな意見があるようですけども、国の方もそういう方針のようですけども、できるだけ使わないで頑張ってもらいたいということを書いてましたので、よろしく……。

生源寺部会長 ありがとうございます。

予定していた時間に近いんですがございますけれども、まだ御発言いただいていない方もおられますので、少し会議の時間を延長させていただきたいと思います。

小林委員、どうぞ。

小林委員 時間を取らせてしまって申しわけないんですが、まず資料5の9ページの担い手の確保の問題で伺いたいのは、酪農については主業経営が生産額の90数パーセントを占めているということですが、簡単な話は、戸数シェアはどのくらいになっているのかということをお教えいただきたいということ。それから、前回御質問させていただきました今後の政策を対象とする農家経営を、たしか認定農業者プラスアルファという表現をされているんですけども、この間、プラスアルファ部分というものをかなり詰められているということであれば教えていただきたいということです。

それに関連して、この場で述べるのは筋違いかもしれませんが、過日、農業者大学校が廃校ということになりました。その点については、私、独立行政法人の評価委員としてプロジェクトチームを担当して、農業者大学校というものは後継者、担い手の育成に非常に有意義であるという答申を出したんですけども、評価を出したんですけど、残念ながら、総務省の評価委員会の勧告もあり、廃止ということに決まってしまったわけです。

そのときに、それに対して意見を述べる機会がなかったので、きょう、この場をかりてお伺いしたいんですが、農業者大学校というのは国が後継者を育成するという一種のシンボルであったと思うんですね。それを勧告もあるということもありながら廃止ということが、逆の意味で、非常に大きな意味があるのではないかといいましょうか、担い手育成ということについて国が責任を持たないというふうにも受けとめられるやもしれないという危惧を持っております。

その点について今後、担い手育成をどういうふうになっていくかということ、これは畜産だけではないんですが、もしも農水としての御意見があればというか、ぜひ伺いたいということが1点でございます。

それから、長くなって済みせん、資料6 - 2の3ページ、牛肉の輸入量について、従来のオーストラリア、ニュージーランド以外の国々からかなり多くといいましょうか、かなりの多くの国々から輸入されているという状況があるんですが、BSEの検査体制、これはBSEの清浄国といいましょうか、発生していない国であるとは思いますが、検査体制等がどういうふうになっているのかということ、こういったことについては当然チェックされていると思うんですが、もしおわかりであれば教えていただきたいということです。

それから、資料6 - 1の子牛基金について、本日は18ページ以降の資料が出されました。これにつきましては十分検討会で検討されていることであり、実態にあわせるということで、そのこと自体結構だと思うんですが、14ページに、この制度の仕組みということが書いてありまして、例えば保証基準価格というのは再生産を確保することを旨としてということになっております。

今回、乳雄だけを変えるということですが、本来的にいうと、前回は言いましたけれども、この制度は保証基準価格と、輸入牛肉との価格対抗力を持つような価格として設定されている合理化目標価格と、こういう二つの構えでやっていくということで、将来的には、この合理化目標価格にソフトランディングしていくということが大きな制度としての仕組みのねらいだったと思うんですが、そこをどういうふうにしていくかということが、これまでもそうですけれども、今後の大きな課題であったのではないかと。もしも、そこがいつまでたっても縮まらなければ、未来永劫ずっと補てんしていくという話になってしまうわけです。

その点について、前回は指摘したんですけれども、例えば資料の中で収益性の改善ということで7ページ等ありますけれども、酪農の方は所得でいっているんですけれども、こ

ちらは価格でいっているということで、収益性が本当によくなっているかどうかというのはなかなか見づらい。あるいは、生産費をカバーしているということがどの程度なっているかというのは、資料としてはなかなかわかりづらいということで、できれば、あわせていただくとか、その辺の工夫をもう一つやっていただければ、この辺、なお理解が行き届くのではないかとということがあります。長くなって済みません。

それから、資料7の環境問題です。先ほど増田委員が言われたとおり、たい肥の利用促進のための施策が非常に重要であるということは私も同感であります。と同時に、矢野委員からも御指摘がありました安全性の問題。これは未利用資源といいたいでしょうか、リサイクル資源として、えさの問題と同時にたい肥の問題があって、大きな問題というのは、リサイクルはいいということはあるんですけども、やはり安全性というものが問題になってきているということで、安全性のチェックの体制はどういうふうに行われているのか、やっていたらしゃるのかということについて、もう一度伺いたい。

最後に、家畜衛生の問題で、5ページに動物性油脂の規制のことで、回収食用油が使われているんですが、私の記憶が間違いなければ、最近、トランス型脂肪酸という問題があって、それが心臓病等の要因になっているということで、デンマーク等ではそれが禁止ですとか規制だとか、アメリカでも表示規制というふうなことになっているということで、たしか回収食用油というのはトランス型脂肪酸にかかわるものであるというふうに理解しているんです。これは厚生労働省の管轄なのかもしれませんが、畜産物の安全性という、あるいは健康面ということを留意することでいえば、この問題点を御検討なりされているのであれば教えていただきたい。

以上です。

生源寺部会長　ここで一度、役所からお答え等いただきたいと思います。

佐藤課長からお願いします。

佐藤食肉鶏卵課長　今委員と小林委員からお話ございました2点でございます。

まず今委員から御指摘ございました資料6-1の20ページのヌレ子価格あるいは素畜費の件でございます。説明を省略した関係上、少しお分かりにくかった点があるかと思いますが、18ページをごらんいただきます。研究会報告でもいろいろ議論になったわけなんですけど、特に問題になりましたのは、真ん中の算式にございます生産費指数、いわゆる生産コストの変動率のところでございます。

きょう資料は出ておりませんが、平成13年以降、3年間か4年間、0.76\$か何かでは

とんど固定しておりまして、規模拡大なり何なりヌレ子なんかも下がっているのに、0.76前後の数字がずうっと続いているのは、よくよく考えてみるとおかしいねと、変化率や何か実態を反映してないじゃないかという問題提起がございました。それで、変化率ですので、分母と分子をよく検証してみる必要があるということで議論になりました。

先ほどの6万3503円というのは、この分母となります基準期間、いわゆる自由化する以前の昭和58年から平成2年の7年間の基準となる期間の生産費が14万9344円ということで、これがずうっと分母となる価格ですのでフィックスになるわけですが、このときに14万9344円といったものがどういうふうにして出されたかということも含めて検証したものが、20ページでございます。

20ページをごらんいただきたいんですが、基準期間である昭和58年から平成元年の間に、生産費調査で素畜費というのが出ていけばよかったんですが、乳用種についての生産費調査が58年から元年はなかったものですから、元年以降は生産費調査の中に素畜費が出てきたわけなので、元年から7年の間に生まれた素畜費を、10何万から4万だか5万だかありますが、この実績から過去のものを推計したのが、その下に真ん中のあたりの様で書いてございます14万9344円の実績で、その中で素畜費は6万3503円だろうと推計したわけでございます。したがって、この値段は現在の値段じゃなくて、昭和58年から元年のときの素畜費を推計した価格だったわけです。

これは生産費ということで一つの統計で、物差しでやるのが一番筋だったんですが、この下のヌレ子の農家販売価格というのは、58年から元年の数値については農林水産省の農業物価統計の中でヌレ子の販売価格についての統計資料がございましたので、これを見ますと、自由化前に御経験あったかと思うんですが、元年あたりは12万円近くもヌレ子がいってます。そうすると、58年から元年の間は平均すると8万円ぐらいというのが現実的な数字じゃないかということで、そうなりますと、分母となる素畜費6万3503円というのはちょっと低いんじゃないかという御指摘をいただいたところございまして、要は、58年から元年までの実態ベースにあわせるという趣旨のものでございますので、御理解いただければと思っております。

それと、小林先生からお話ございました収益性の観点あるいは合理化目標との関係でございます。先生おっしゃっていただいたように、補給金制度というのは保証基準価格と合理化目標価格が将来は一致するというのを理念として挙げておりますものですから、そのようにしていくことが我々としても筋と、基本だというふうに考えているところでござい

ます。

それで、資料のつくり方で、肉牛関係の繁殖経営あるいは肥育経営の収益性につきましては、資料を工夫して提出したいと思いますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

大野室長、お願いいたします。

大野畜産環境対策室長 お二方の委員から御意見ございましたので、答えられるところをお答えしたいと思います。

まず、今委員のお話です。耕種農家のサイドにストックポイントというお話でございます。基本的には新設といいますか、共同の利用施設でもつくって、その中の大きな青写真の中で、たい肥センターを核にしてストックポイントをつくるといったような青写真をかいていただければ、先ほど申し上げましたバイオマスの環づくり交付金の中で、いろいろ地域の創意工夫生かしながら、それを使っていただくということは可能だと思います。

先ほど施行状況調査で申し上げましたけども、簡易対応も全国で 8800 戸行われているということで、そこでたい肥を調整するのではなくて、単なるストックポイントというのであれば、こなれてきたかどうかわかりませんが、ちょっとしたビニールハウスとか、そういうので耕種農家の方で対応していただければなというふうに思います。

こういう時期ですので、私も、このところはさまざまな生産者の方々とか団体の方とお話をする機会も多くて、先週も北海道へ行って来たんですけども、酪農で残られた方は結構規模拡大される方がおられ、そういう方では、例えばリースの事業を使ってたい肥舎をつくると、ところが、牛ふえたら満杯になって、とてもじゃないけど、足りないじゃないかという意見を相当聞きます。

私、とある業界誌にも最近、書いたんですけども、インタビュー受けたんですけども、お願いしたいのは、こういった工夫次第では使える支援措置もあるので、県庁なり市町村なり相談していただきたいんですけど、規模拡大するに当たっては、規模を拡大したら、たまたま家畜排せつ物の発生量がふえるのではなく、規模を拡大したら、排せつ物は当然出るんだというもとのプランニングしていただければありがたいなみたいなことをインタビューで答えさせていただきました。そういったこともいろいろお願いしていきたいと思っております。

それから、アドバイザー、コーディネーター、特にアドバイザーでございますけれども、

確かに今までは施設設計を中心にアドバイザーを養成してきました。箱物をつくらないかんということで、適正な規模を判断するために、審査するために、そこに重点を置いてアドバイザーを養成してきましたし、関係団体に御協力いただいて特別指導チームみたいなのも編成して、県によって温度差あると思いますけれども、いろいろ指導させていただきましたけれども、アドバイスさせていただきましたけれども、どうしても施設をつくるというところに着目した技術指導が多かったと思います。

ことしからは、利用促進を頑張るんだということ去年も言ったような気がしますので、そこら辺の体制は、先ほど生産者の方々の見える形というふうな御意見ございましたので、私どもも真摯に受けとめて考えてみたいと思います。

それから、小林委員から安全性の問題、お話をしました。基本的に抗生物質とか重金属とかそういう意味だと思えるんですけども、たい肥を自家施用、自己の経営地に還元する場合には、その分析は行われていないというのが正直なところだと思います。ただ、抗生物質については、飼料安全研究所だったかな、どこかがやった研究所で、たい肥に残留している抗生物質を植物が吸収することはないというふうな結果が出ております。

また重金属については、畜産環境整備機構というところがございましてけれども、たい肥センター、何百カ所からたい肥のサンプルを取って、主眼は成分分析ですけども、あわせて重金属の残留、銅とか亜鉛とか、全農さんが品質基準みたいなのを決めて、これ以下じゃなければならないというような推奨の基準値もあるんですけども、そういう項目、それから大腸菌といったところもチェックさせていただいておまして、これまでに集めた1000だったかなんぼだったか忘れましてけれども、モニタリングというか、サンプリングして環境整備機構が分析した中では、ほぼすべてのサンプルが基準値を下回っていたという状況にございます。

以上でございます。

生源寺部会長 衛生管理課長、お願いいたします。

済みません、できるだけ手短にお願いできればありがたいと思います。

栗本衛生管理課長 高橋委員からの御意見というか、御指摘でございますが、病気が発生した場合の家畜の処分は大きな課題だと思っております。

昨年の鹿児島県の豚コレラの場合は、埋却ではなくてレンダリング処理ということで、特に混乱はなかったと伺っております。高病原性鳥インフルエンザの場合でも、これは大きな課題になっておまして、鶏をあらかじめたい肥化した上で土にかえりやすいような形

にしてから埋却する方法なども提案させていただいております。防疫演習などを通じて、あらかじめ万が一の場合に備えて、生産者の方々にもみずからの問題としてお考えいただきたいというふうにも思っております。

豚コレラのワクチンについての考え方は、先ほど申し上げたとおりでございます。生産者の方々同士でもやめようという環境づくりに御協力いただければ大変助かります。

それから、小林委員からの回収食用油の問題でございます。これは普通の植物油、てんぷら油のようなものを対象としておりまして、トランス型の脂肪酸もまじってくると思いますが、今のところ、まだその検討には着手しておりません。今後の課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

生源寺部会長 清家課長、お願いいたします。

清家畜産企画課長 小林委員から御指摘あった酪農の主業農家関連の数値の御指摘については、きちっと整理をして、次回に御提出したいと思います。

生源寺部会長 畜産部長、お願いいたします。

町田畜産部長 小林委員から農業者大学校の御指摘をいただいたんでございますが、委員、御指摘のとおり、畜産だけではなくて農業全体ということで、中の話をして恐縮ですけど、経営局の担当になっております。

さまざまな評価、議論等あって、今のような方向が出たということは承知しているんですが、私、詳細な中身及びその説明をするだけの能力がございませんので、別途、委員の御指摘は経営局の責任者に伝えまして、対応を御説明なりさせていただければと思うので、きょうのこの場では御猶予願いたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今委員からは農地の問題もございましたけれども、これはとりあえず御意見として承るということでお許しいただきたいと思います。

そのほか、ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、予定の時間も過ぎておりますので、このあたりできょうの会議を閉じたいと思います。本日もいろいろ多岐にわたる貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日の会議の主な目的は畜産物価格等をめぐる一般情勢に関する意見交換等でございますので、本日の御議論について意見の集約を行うことはいたしません。役所におかれ



ましては、本日の委員各位の御意見を十分に踏まえ、今後の価格算定等の審議に最善を期していただきたいと思います。また、若干宿題も残っているかと思しますので、これは次回、御披露いただければありがたいと思います。

#### そ の 他

清家畜産企画課長 本日はありがとうございました。

次回の部会につきましては、冒頭、お話ししましたように、事前に委員の方々にお示しはしておりますけれども、調整、確定をした上で、改めて御連絡したいと思います。

また、それまでの間に、本日いただいた宿題も含めでありますけれども、それ以外に御疑問の点ですとか、あるいは資料の要求がございましたら承りたいと思います。また、このことについても改めて御連絡をいたしますので、お気軽にお申しつけいただければと思います。

#### 閉 会

生源寺部会長 本日の会議はこれにて閉会といたします。長時間、ありがとうございました。